東京都キャップ&トレード制度 第3回「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」

令和 4 年 12 月 20 日 (火曜日) 9:00~12:05 オンライン会議

1	開	会

- (1) 東京都あいさつ
- (2) 委員紹介

2 議事

- (1) 第2回専門事項等検討会での主なご意見について
- (2) 第2回専門的事項等検討会からの変更事項について
- (3) 削減義務率の設定等について
- (4) トップレベル事業所における認定制度について
- (5) 中小規模事業所対策

地球温暖化対策報告書制度の制度強化(公表等)について

3 閉 会

【配布資料 】

- 資料1 削減義務実施に向けた専門的事項等検討会 委員名簿
- 資料2 第2回専門事項等検討会での主なご意見
- 資料3 第2回専門的事項等検討会からの変更事項
- 資料4 削減義務率の設定等
- 資料 5 トップレベル事業所における認定制度
- 資料 6 地球温暖化対策報告書制度の制度強化(公表等)
- 資料7 今後の制度検討スケジュール
- 参考資料 削減義務実施に向けた専門的事項検討会設置要綱

1 開 会

- (1) 東京都あいさつ
- (2) 委員紹介

○大谷総量削減課長 定刻になりましたので、ただいまより第3回東京都キャップ&トレード制度「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」を開会いたします。

私は、東京都環境局気候変動対策部総量削減課長の大谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、委員の皆様には、お忙しい中御出席いただき誠にありがとうございます。既に御案内のとおり、本日の会議は公開で行うこととなってございます。議事進行中、傍聴の方は御発言できませんので御承知おきいただければと思います。

なお、本日の会議資料につきましては、東京都環境局のウェブサイトに掲載しております ので、傍聴の方は必要に応じて御参照いただければと思います。

なお、諸富委員におかれましては、御都合により本検討会は御欠席となります。

それでは、次第に沿って進めてまいりますので、本日もどうぞよろしくお願いいたします。 本検討会の委員及び臨時委員の皆様の御紹介でございますけれども、資料 1、今投映して おりますとおり、委員及び臨時委員の皆様は前回と同様でございますので、個別の御紹介は 控えさせていただきます。

これから議事の進行につきましては、髙村座長にお願いしたいと存じます。 髙村座長、どうぞよろしくお願いいたします。

2 議事

- (1) 第2回専門的事項等検討会での主なご意見について
- ○髙村座長 ありがとうございます。皆さん、おはようございます。

これから本日の五つの議事について検討を行ってまいります。

まず、議事の一つ目でありますけれども、(1)「第2回専門委員会事項等検討会での主な 御意見について」ということで、事務局から御説明をお願いできればと思います。よろしく お願いします。

○事務局 それでは事務局のほうから説明をさせていただきます。

資料2に基づきまして、「第2回専門的事項等検討会での主な御意見について」を御説明 いたします。

まず、キャップ&トレード制度の削減義務率に関しましては、省エネによるエネルギー削減の目標設定等について御意見をいただいております。

続いて、超過削減量の考え方に関しましては、その創出方法やインセンティブとしての利

用等について御意見等いただいております。

続いて、再エネ利用をさらに進める方策に関しましては、再エネのインセンティブ付与の 手法や対象範囲、公表する情報等について御意見をいただいております。

続いて、トップレベル事業所の認定制度に関しまして、トップレベル事業所の評価及び公表方法等について御意見をいただいております。

続いて、地球温暖化対策報告書制度に関しましては、CO2 に関する水準や再エネの導入促進等について御意見をいただいております。

これらの御意見を踏まえまして、本日の第3回専門的事項等検討会も含め、各制度の今後の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上が資料2の説明となります。

髙村座長よろしくお願いいたします。

○髙村座長 ありがとうございます。ただいま資料の 2 について御説明をいただいたかと 思います。ただいまの説明について、もし御意見や御質問ございましたら、Zoom の手挙げ 機能を使ってお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。基本的に前回の検討会 でいただいた御意見を適切にまとめていただいているかと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、こちらの議事については以上といたしますが、当然この後の検討に関わっていますので、もし何かお気づきの点があれば今後の議事の検討の中で御発言いただいても結構でございます。

(2) 第2回専門的事項等検討会からの変更事項について

○髙村座長 それでは次に、議事の(2)に移ってまいります。議事の(2)は「第2回専門的事項等検討会からの変更事項について」であります。

こちらも事務局から御説明お願いいたします。

○大谷総量削減課長 それでは資料 3 に基づきまして、第四計画期間の東京都キャップ&トレード制度における第 2 回専門的事項等検討会からの変更事項について御説明をいたします。

まず、本資料の構成についてお示しをしております。

「1. 第2回専門的事項等検討会における主な論点」から順番に御説明をさせていただきます。

初めに、第2回専門的事項等検討会での主な論点と、今後の検討会の検討の方向性をお示ししてございます。削減義務率の設定方法につきましては、前回御提示した内容について概ね御了承いただきましたので、後ほど資料4にて削減義務率案を御提示したいと考えております。

また、再エネインセンティブの設定及び省エネに関する目標排出量の設定方法につきま

しては、設定の可否や手法等について検討すべきとの御意見をいただきました。この後、御 意見を踏まえた変更点を御提示させていただきます。

次に「2. 省エネ対策及び再エネ導入促進策について」御説明させていただきます。

再エネインセンティブと省エネの目標排出量の設定についてでございます。第 2 回の検討会におきましては、オンサイト及びオフサイトの再エネに、年度排出量の算定時にインセンティブを与えること、また、CO2 排出量ベースの省エネの目標の設定を提案させていただいたところでございます。

前回の検討会の御意見を踏まえた新たな御提案といたしまして、再エネについては、年度 排出量の算定時のインセンティブに代わり、オンサイト及びオフサイト再エネの導入量に 応じた超過削減量が創出される仕組みを設けてはどうかと考えております。

また、省エネにつきましても、同様に省エネ対策の実績に応じた超過削減量が創出される 仕組みとするとともに、省エネ対策に取り組んだ事業所が評価されるよう、床面積当たりの 一次エネルギー消費原単位を公表してはどうかと考えてございます。

こちらは第 2 回の検討会でお示しいたしました制度対象となる再エネの種類と、インセンティブの範囲についての資料の再掲でございます。現状、条例及び規則におきましては、再生可能エネルギーの種類を広く定義しておりますけれども、本制度におきまして、再エネクレジットの量を算定する場合、水力発電やバイオマス発電に一定の制限を設けております。

また証書の利用につきましては、グリーン電力証書のみ再エネクレジットとして利用を 認めるとともに、低炭素電力事業者認定制度におけるインセンティブの対象から大規模水 力を除外しております。

こちらも第 2 回の検討会でお示しをいたしました第四計画期間における再エネの範囲についての資料の再掲でございます。第四計画期間におきましては、第三計画期間までと同様に環境確保条例や規則等で定められた範囲で、バイオマス及び大規模水力に関して、一定の区別を行うことを御提示いたしました。

また、クレジット等の利用に当たりましては、再エネ由来のクレジット及び証書に限定することとしてございます。

続いて、こちらも第2回の検討会でお示しをいたしました再エネ利用範囲と、インセンティブとの関係についての資料の再掲でございます。第三者認証のないバイオマス燃料で発電した電力につきましては、再エネから除外するものといたしまして、年度排出量の算定時のインセンティブを付与する電源としては、大規模水力発電を除くオンサイト及びオフサイト再エネとすることを、前回御提案したところです。

続きまして、こちらが今回新たに御提案いたします再エネの利用範囲と超過削減量の対象についてでございます。

資料の上段にございます再エネから除外する電源につきましては、前回からの変更点は ございません。 資料の中段でございますけれども、年度排出量の算定時のインセンティブを付与する再 エネに変わりまして、超過削減量の創出対象となる再エネとして整理をしたものでござい ます。この対象となる再エネにつきましては、第2回の検討会でお示しした内容と同様でご ざいまして、下の表にありますように、大規模水力発電を除くオンサイト及びオフサイトの 再エネとしてはどうかと考えております。

続きまして、新たな超過削減量の創出方法についてでございます。

削減義務率を超えて削減した排出量につきまして、削減効果の内訳に応じて案分をいた しまして、省エネ対策及びオンサイト及びオフサイトの再エネ相当量分のみを超過削減量 として創出できる仕組みとしてはどうかと考えております。

その際、前回の検討会で御意見をいただきましたバーチャル PPA 由来の非化石証書につきましても、追加性の観点からフィジカル PPA と同様に扱いまして、超過削減量の措置対象としてはどうかと考えております。

最後に、事業所の省エネ対策効果の見える化についてでございます。

前回の検討会におきまして、省エネ対策の促進のためには一次エネルギー消費量で評価 すべきとの御意見を伺っております。

そこで、現在対象事業所に個別にフィードバックをしております省エネカルテ、こちらの 図にございますけれども、この省エネカルテに記載をしております各事業所の床面積当た りのエネルギー消費原単位や CO2 排出原単位の情報を新たに公表いたしまして、対象事業 者全体における分布状況が把握できるようにしてはどうかと考えております。

また、対象事業所が毎年度提出する地球温暖化対策計画書におきまして、排出削減量に占める省エネ削減の効果を見える化することも検討してございます。公表内容の詳細につきましては、資料4で改めて御説明させていただきます。

以上が資料3のご説明となります。

髙村座長よろしくお願いいたします。

○髙村座長 ありがとうございます。それでは、ただいま議事の(2)、資料の3に関して事務局からのご説明いただきました。こちらについて御意見、御質問を委員からいただきたいと思います。御意見、御質問おありの委員の皆様、Zoom の挙手機能を使ってお知らせいただければと思います。もし挙手機能が機能しない場合はチャットでお知らせください。いかがでしょうか。

村上委員、お願いいたします。

○村上委員 ありがとうございます。一つ質問です。10 ページの新たな超過削減量創出に関してですけれども、この右下の棒にある X t、Y t、40%、60%とここでは仮になっていますけども、この具体的な算出は誰がやる想定でしょうか。前年度のものに基づいて制度側で計算をするのか、事業者側で申告するのかというところを、すみません、聞き逃していたら申し訳ないのですが、質問させていただければと思います。以上です。

○髙村座長 ありがとうございます。ほかの委員からの御質問、御意見等まとめて事務局に

お答えいただこうと思いますが、ほかに御質問、御意見のおありの委員はいらっしゃいます でしょうか。

堀江委員、お願いいたします。

○堀江委員 ありがとうございます。まず全体的にはこれまでの議論を踏まえていろいろ修正いただいて、非常に良いものになってきているかなと思います。それで、内容ではなく表記の点で「オフサイトの再エネ」という表現ですけれども、括弧して「自己託送・PPA」と書いてある場合は分かるのですけれども、10 ページのようにそういった表記が必ずしもなく、ただ「オフサイト」というふうに表記されてしまうと、証書の利用というのも含まれると誤解される可能性がありますので、ここで言っているオフサイトというのは、追加性があるオフサイトだということで、自己託送・PPAというところを指す場合には必ず、例えばですけれども「追加性のあるオフサイト再エネ」とかという表記にしたほうが誤解を招かないかなという点のみ気がつきましたので、申し上げさせていただきます。

もう一つ良かった点としまして、最後の11ページですけれども、エネルギー消費の分布 状況というところで、上位25%だけではなくて上位15%を入れていただいたというところ が、省エネ法との関連ですとか、あるいは国際的なヨーロッパのタクソノミーとの関連とい った整合性という観点から非常にいいなと思っております。以上です。

○髙村座長 ありがとうございます。ほかに御発言、御質問を御希望の委員はいらっしゃいますでしょうか。

それでは今のお二人の委員から、村上委員からは御質問と、堀江委員からは表記方法、書きぶりについての御指摘をいただきました。一度お二人の御発言ついて、事務局からお答えいただくことできますでしょうか。

○大谷総量削減課長 御意見いただきましてありがとうございます。

まず、村上委員から御質問いただきました 10 ページの超過削減量の算出方法というところでございます。こちらにつきましては、なるべく事業者の皆様の負担が増えないような形で考えておりまして、御提出いただく地球温暖化対策計画書等の書類の様式等を工夫いたしまして、算出が容易となるように工夫をしてまいりたいと思っております。その上で、事務局のほうでも内容の確認をさせていただく等の処理をいたしまして、算出ができるような形で考えてございます。

それから、堀江委員から御指摘をいただきましたオフサイト PPA の表記につきましては、 今後正確な表記をできるように留意をさせていただきたいと思っております。御指摘あり がとうございます。

○髙村座長 ありがとうございます。先ほど御質問いただいた村上委員、あるいは御意見いただいた堀江委員、もし何か追加があれば、また手を挙げて教えていただければと思います。 ほかの委員から御発言の御希望はございますでしょうか。あるいは、先ほど申し上げましたが、村上委員、堀江委員からフォローアップの御質問、御発言でも結構ですけれども、よるしいでしょうか。

ありがとうございます。こちらの議事(2)はこれまでの議論を踏まえて、省エネ対策あるいは再エネ導入を促進するための超過削減量の算定の方法、あるいは最後にありますけれども、省エネに取り組む事業者の評価がしっかり行われるための公表をどうするかといった事項について、これまでの御議論を踏まえて、改めて委員の皆様に本日お示しを事務局からしたものであります。

本日御意見をいただきました点も踏まえて、基本的に事務局が提示を今いただいた方向性というのは御異論がなかったというふうに理解をしております。こうした方向性で制度の詳細を具体的に詰めていくということでよろしいでしょうか。

うなずいていただいたので確認ができました。ありがとうございます。

それでは事務局におかれまして、本日いただいた意見も踏まえて、今回御提示いただいた 事項について、提案に沿った形で制度の詳細の具体化を進めていただきたいというふうに 思います。

(3) 削減義務率の設定等について

○髙村座長 それでは、次の議事に移ってまいります。議事の(3)「削減義務率等の設定について」であります。

こちらも事務局から、資料の4の御説明をいただければと思います。よろしくお願いいた します。

○大谷総量削減課長 それでは、資料4に基づきまして「削減義務率の設定等について」を 御説明いたします。

まず、本資料の構成についてお示しをしております。

「削減義務率と削減余地について」から、順次御説明いたします。

初めに、第四計画期間の削減義務率の設定についてでございます。こちらの図にございますように、2024年度の目標値を実排出係数で再設定をいたしまして、2030年の目標排出量でございます合計 590万 t から、新規事業者等の排出量相当分を除いた 2029年度の排出量目標値を設定いたします。

その上で、省エネ対策に加えて、再エネ設備の導入や再エネ電気調達等による削減余地等を考慮いたしまして、第四計画機関の削減義務率を 50%と設定してはどうかと考えております。

続きまして、こちらは第 1 回の検討会でお示しいたしました大規模事業者の新たな目標排出量の設定についての資料の再掲でございます。第四計画期間の新たな目標排出量につきましては、東京都環境基本計画における産業・業務部門の 2030 年排出目標から、大規模事業所の割合を考慮した上で 590 万 t と算出をしてございます。

続きまして、本制度への新規参入等における排出量相当分の考え方についてでございま

す。削減義務率の設定に当たりましては、新たに制度対象となる事業所など、考慮しなければならない排出量相当分がございます。制度対象事業所全体で目標を達成できるよう、第四計画期間においても、これまでの計画期間と同様にこれらの事業所の排出量相当分を算定し、削減義務率を設定することとしております。

第四計画期間の目標排出量と義務履行手法の比較についてでございます。第四計画期間におきましては、色がついている字でお示ししております。これまでの削減成果、省エネ余地、再エネ利用等による削減余地の三つの手段での義務履行を基本といたしまして、これに加えて、再エネ由来証書の活用、第三計画期間からのバンキングや排出量取引を想定しております。それぞれの義務履行手段における削減余地について、この後御説明をいたします。

まず、省エネ余地の算定の考え方についてでございます。省エネ余地は制度対象事業所から提出される点検表に記載されている対策の実施状況や、設備機器等のデータを基に算定しております。

また、設備更新による省エネ余地は、更新時期を超える機器を対象としておりまして、法 定耐用年数に事業所の改修年数の実績などを考慮いたしまして、設備ごとに更新年数を設 定しております。

さらに対策を実施する上での実現可能性を考慮するため、対象事業所全体の実施状況や、 設備更新などの投資回収年数等を踏まえまして、各対策の省エネ余地を低減する補正を行っております。

続いて省エネ余地の算定方法についてでございます。各事業所における省エネ余地は、上 段に記載しております計算式を用いて事業所ごとの省エネ余地を算定し、2020 年度の排出 量に乗じて全体の合計値を算定しております。

また、各事業所の省エネ余地の算定の際に必要となる各対策の省エネ余地につきましては、下段にありますエネルギー消費先比率、省エネ率、評価点及び改修対象割合を掛け合わせて余地を算定してございます。

次に、省エネ余地の算定結果でございます。各事業所の省エネ余地につきましては、各事業所の単純平均で約8%、対象事業所全体の2029年度における省エネ余地の合計は約88万tという算定結果となっております。

また右上の図より対策別の省エネ余地を見ますと、ビルエネルギーマネジメントシステムの導入で 0.9%の余地となっており、次に、高効率熱源機器の導入が続いております。第三計画期間の検討時に最も省エネ余地が高かった高効率照明及び省エネ制御の導入につきましては、事業者での導入が進んでおり、右下の図の都で実施したアンケートの結果からも、今後の削減対策といたしましては、自動制御関係の対策が進められる可能性が高い状況となっております。

続きまして、再エネ利用等による削減余地についてでございます。オンサイト及びオフサイトの再エネ導入による削減余地でございますが、2029 年度の制度対象事業所が、現状の制度対象事業所が導入している容量平均 155kW 程度を可能な限り導入するものと仮定いた

しまして、余地量を算定いたしました。

また、再エネ電気調達等による電気の排出係数改善による削減余地でございますが、2020年度の排出量実績から、先ほど御説明いたしました省エネ余地及びオンサイト・オフサイトの再エネ導入による削減余地を除き、電気の排出係数を、実排出係数に変更した際の排出削減量を算定しております。

なお、削減余地の算定については、国が示す 2030 年度におけるエネルギー需給の見通しに基づく 0.250 と、都内平均実績が継続した場合の 0.337 の二つの排出係数で算出した結果、一番下にございます再エネ利用等による削減余地は、237 万 t から 371 万 t 程度となっております。

こちらは、今、御説明いたしました二つの電気の排出係数についての資料となっております。左の排出係数 0.250 は、先ほど申し上げましたけれども、国が示す 2030 年におけるエネルギー需給の見通しで示されます 2030 年度の全電源平均の電気の排出係数でございまして、本制度の目標排出量算定にも使用しているものでございます。

右側に記載のとおり、直近の都内電源平均係数の実績の傾向が仮に継続した場合の電気の排出係数においても削減余地を算定しております。この排出係数は見通しを示したものではなく、電気の排出係数における係数幅の一例として使用しているものでございます。

続きまして、削減余地量の考え方についてでございます。青字の①の 2020 年度までの削減成果 546 万 t と、赤字の②の省エネ余地及び緑の③再エネ利用等の削減余地を合計いたしますと、約 870 万 t から 974 万 t の排出量削減となります。

また、この場合の第四計画期間の平均削減率は49%から54%となります。これらの対策に加えまして、右側にございます再エネ由来証書や、第三計画期間からのバンキング、排出量取引も活用して義務履行をしていただくことを想定しております。

こちらに制度対象事業所全体での排出量削減の推移の例をお示ししております。電気の排出係数改善が段階的に進むと仮定いたしまして、上段が電気の排出係数が 0.250 まで改善された場合、下段が 0.337 まで改善された場合の 5 年間の制度対象事業所全体での排出量の推移をお示ししております。電気の排出係数が 0.250 まで改善された場合は平均して54%の削減となり、0.337 の場合は49%の削減となるとの結果が得られております。

次に、削減義務率の緩和措置等について御説明をさせていただきます。

まず初めに、区分別の削減義務率の設定についてでございます。第三計画期間までと同様に、事業所外から熱を 20%以上受け入れている区分 I-2 及び工場その他用途の区分 I については、区分 I-1 の事業所との省エネ対策等における余地の差、約 2 ポイントを考慮いたしまして、削減義務率を 48%としてはどうかと考えております。

続いて、新規事業所の削減義務率と移行方法についてでございます。

まず、第三計画期間までの削減義務率の設定について御説明いたします。第三計画期間に おきましては、新規参入事業所につきましては、原則、第二計画期間の削減義務率を適用し つつ、経過措置といたしまして、第三計画期間の4年度目までは第一計画期間の義務率を適 用しております。

第二計画期間から削減義務の対象となる特定地球温暖化対策事業所となった場合、削減 義務の対象となってから5年度目までは第一計画期間の義務率を適用し、6年度目からは第 二計画期間の義務率を適用しております。

続きまして、新規事業所の現状分析についてでございます。新規参入事業所の平均削減率につきましては、特定地球温暖化対策事業所全体の平均的な削減レベルより低い状況にございます。この新規参入事業所の削減率の差については、基準排出量の算定方法の選択によるところがございますが、過去の排出実績に基づく方法で算定している区分 II 事業所の削減率が低い傾向となっております。

第三計画期間までの対応も踏まえ、新規参入事業所について、第四計画期間の削減義務率 の取扱いについて御提示をしたいと考えております。

こちらが第四計画期間における、新規参入事業所の削減義務率の御提案でございます。第四計画期間は、原則、第三計画期間の削減義務率を基本といたしまして、実排出係数への変更を反映してはどうかと考えております。

具体的には一番下の表にありますように、主に省エネ対策が反映される現行の固定係数による削減義務率分について緩和を継続しつつ、新たに利用拡大した電気の排出係数の改善分について、削減義務率を上乗せすることを考えております。その場合、2030年の目標排出量をこれまでの固定係数で削減率を算出した場合36%となりますため、削減義務率であります50%の差、14%を第三計画期間の削減義務率27%に上乗せいたしました41%となります。

また、これまでの削減状況を踏まえまして、第三計画期間と同様に経過措置を設けてはどうかと考えております。具体的には、第四計画期間の4年度目までは、第二計画期間の削減義務率に電気の排出係数改善分を上乗せした削減義務率31%を適用してはどうかと考えております。

なお、第三計画期間途中から参入した事業所につきましては、義務開始5年間は削減義務率31%を適用し、それ以降は削減義務率41%を適用することを考えております。

ただいま御説明いたしました固定係数での削減率 36%の算定根拠について御説明いたします。2030 年の排出目標量について、第三計画期間の削減義務率と同様に電気の排出係数を固定し算出した場合、削減率は 36%となります。この削減率は第四計画期間から拡充をいたしました再工ネ電気調達等の電気の排出係数改善等を含まない削減義務率となります。続きまして、医療施設に対する削減義務率の緩和措置についてでございます。第二計画期間におきまして、電気事業法に基づく使用制限の緩和措置を受け、本制度において削減義務率の緩和を受けた事業所のうち、医療施設につきましては、第三計画期間においても 2%の削減義務の緩和を実施いたしました。人の生命または身体の安全確保に特に不可欠である医療施設につきましては、制度が大幅に変更となる第三計画期間から第四計画期間にわたる激変緩和措置といたしまして、この 2%の削減義務率の緩和措置を継続してはどうかと考

えております。

続きまして、新たな削減義務率緩和の提案についてでございます。第四計画期間は、再工 ネ導入による義務履行手段を拡充するため、電気使用比率の低い事業所は、電気の排出係数 改善による削減余地が小さくなる可能性がございます。各事業所による電気の使用比率は、 直近の実績を見ますとほぼ横ばいで推移しております。

また、各事業所へのアンケート調査におきましても、電化の対応が難しい状況が推測されるところでございます。電化可能な分野の電化を推進しつつも、第四計画期間において、電化の対応が難しい事業所に対する削減義務率の適用について検討する必要があると考えております。

今御説明いたしました電気の使用比率に関する状況を踏まえまして、第四計画期間に限り省エネ余地と同程度の省エネ対策を実施し、2030年に前提とする係数 0.250に改善された場合でも、なお3%程度の追加対策が必要な電化率20%未満の事業所につきましては、その3%の義務率緩和を実施してはどうかと考えております。なお、2020年度時点で、電化率20%未満の事業所は16事業所となっております。

ただし、削減義務率緩和につきましては電化率が低いだけでなく、電化が困難な事業所に対して行うという観点から、緩和を希望する事業所に対して、設備の電化対応が困難な理由及び今後の設備更新計画等の提出を求めてはどうかと考えております。

ここからは、担当の安達課長から排出量取引について御説明をさせていただきます。 〇安達排出量取引担当課長 続きまして、排出量取引について御説明をさせていただきます。

まず最初に、排出量取引の位置づけと仕組みについてでございます。本制度におきましては、事業所が自らの削減対策に加えまして、排出量取引での削減量の調達によりまして、経済合理的に対策を推進できる仕組みとしております。現行の排出量取引では、スライドの下部に示す5種類のクレジットを利用することができます。

続きまして、これまでの義務履行状況についてです。第一計画期間及び第二計画期間ともに、9割程度の事業所が自らの削減対策等により削減義務を履行しております。その他の事業所におきましても、クレジット等を活用して義務を履行しているという状況です。排出量取引のクレジットの中では、超過削減量が最も多く使用されているという状況でございます。

続きまして、第三計画期間の義務履行の見通しについてでございますが、第三計画期間は76%の事業所が自らの削減対策等により義務を履行する見込みとなっております。第三計画期間のクレジットの残量は、690万tから950万t程度と推計をしております。

これらを踏まえまして第四計画期間の考え方、下部のグリーンのところの枠になりますけれども、第四計画期間におきましては、再エネによる義務履行方法の拡大によりまして、再エネ割合の高い電力や再エネ由来証書の購入によって排出量の削減を行うというケースが想定されます。

そこで、制度対象事業所の省エネ対策やオンサイト・オフサイトでの再エネの積極的な利用を後押しするという観点から、超過削減量の創出方法を検討してはどうかと考えております。

超過削減量の創出方法について、まず一点目として、超過削減量の発行上限の変更を検討する必要があると考えております。第三計画期間までは、下の左側にあります図のとおり、基準排出量の50%を超過削減量の発行上限としておりました。この場合には、義務率が50%以上になりますと超過削減量が創出されないということになってまいります。

超過削減量の創出の仕組みは、対象事業所の省エネ対策等を促進する仕組みとしてもこれまで機能してきたと考えております。そこで、第四計画期間におきましては、2030年目標への早期到達を促すという観点から、超過削減量の発行上限を右の図のとおり、基準排出量の65%としてはどうかと考えてございます。

創出方法の2点目でございますけれども、超過削減量を認める削減対策の種類ということでございます。資料の3でも御提示をいたしましたとおり、超過削減量の新たな創出方法に、基準排出量の65%の発行上限を加えた場合の創出イメージを下の方に示しております。

第四計画期間におきましては、省エネ対策及び再エネオンサイト・オフサイトによる削減量に応じて全体の削減量を案分し、そして省エネ対策等の部分のみを超過削減量として創出するということを考えております。これに相当する量のうち発行上限、ここでは 65%ということで御提示をしておりますけれども、これを超えない部分につきまして、創出可能としてはどうかということで考えてございます。

これらに基づいて算出をいたしました第四計画期間の超過削減量の創出量の予測についてでございますが、新たな超過削減量の創出方法を適用した場合の第四期計画期間の超過削減量を推計いたしますと、電気の排出係数によって多少数値が動いてまいりますけれども、およそ380万tから510万t程度に収まるということで推計をいたしております。

排出量取引については以上です。

○大谷総量削減課長 最後に評価向上に向けた公表内容の充実について御説明をいたします。

まず初めに先ほど資料 3 でも御説明いたしました省エネカルテについて御説明いたします。東京都では現在、制度対象事業所から提出される地球温暖化対策計画書や毎年度の制度 実績等についてはホームページを通じて公表してございますけれども、この省エネカルテの用途別の建物の延べ面積当たりの CO2 排出量や、エネルギー消費量等を集計した情報については、個別に制度対象事業所にフィードバックをしておりまして、個別の事業所情報は対外的に公表をしてございません。

続いて、公表の内容についてでございます。第四計画期間からは、東京都デジタルツイン 実現プロジェクトにおきまして、情報公開範囲を大規模事業所全体に拡充いたしまして、再 エネ利用状況等のほか、先ほど御説明いたしました省エネカルテの情報を掲載することを 考えております。 また、公開情報はオープンデータ化いたしまして、第三者による掲載データの加工が容易なデータ形式でダウンロードできるよう、東京都オープンデータカタログへの掲載を考えております。

最後に公表項目についてでございます。既に公表しております地球温暖化対策計画書等 につきましては、都による公表を継続いたしまして、右側の表にございます省エネカルテと 再エネ利用状況を公表対象に新たに追加することを考えております。

省エネカルテでは、事業所個々の CO2 排出実績や CO2 排出原単位、またエネルギー消費 原単位のほか、対象事業所全体の用途別の平均値や、上位の事業所の平均値も併せて示すこ とで、積極的に取り組む事業所の後押しをしたいと考えております。

再エネの利用状況等の公表につきましては、第 2 回の検討会でお示しした内容のとおり でございます。

以上が資料4の説明となります。

髙村座長よろしくお願いいたします。

○髙村座長 ありがとうございます。ただいま事務局から、議事(3)に関わって資料の4の 御説明をいただきました。この資料、まさにその東京都のキャップ&トレード制度の根幹に なる内容について御提案をいただいていると思います。

議論を進めるに当たりまして、スライドを二つに分けて議論をしてはどうかと思います。 四つ項目があると思いますけれども、最初に削減率と削減余地、それから2番目の削減義務率の緩和措置などについて御議論いただき、後半の3番目と4番目の項目の排出量取引と評価向上に向けた公表内容の充実について御議論いただこうかと思っております。

それでは、まずスライドの22までだと思いますけれども、削減義務率に関わる削減義務率、削減余地、緩和措置等について、項目ですと1番目と2番目について御意見をいただければと思います。

御意見、御質問のおありの発言希望の委員の先生方、Zoom の手挙げ機能を使ってお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。

事務局の御提案についてですけれども、御質問、御意見ございますでしょうか。完璧な御 提案だったのかもしれませんけれども。

田辺委員、お願いいたします。

○田辺委員 質問というか表し方によるものですけれども、3ページを見せていただけませんでしょうか。この中で第四期の削減義務率は平均で 50%になるわけですね。一方でこの期間の最終年 2030 年の目標値は 64%に削減になっているので、第 4 四半期の削減義務率が50 で目標は 64 なので、カーボンハーフを多くの事業所はこの時点で下げていると考えるのか。要は、24 年、25 年からダーッと原単位のせいなどで下がることになっていますけども、そのカーブの削減率の50 と目標排出量の関係はもうちょっと説明があると普通の人には分かりやすいかなと思っております。

その理由は、4ページに行くと、30年の目標排出量に対して最後5.9に30年はなるので

すけれども、これはだから50より行っているわけですね。

あともう一つ関連の質問です。ここで今、大規模の場合、5.25 に 0.65 の地冷分を足して 5.9 とされていますけれども、その後の 5 ページのほうで、5.9 の部分の新規分が 0.56 足されて 5.34 となっています。この中の地冷分、地域冷暖房の分はどんなふうに算定されて いるかというのを教えてもらえると非常にありがたいです。それが 2 点目です。1 点目は意見に近いです。

6ページに行きまして、ここは第四期の削減義務率が50%なので、8.25 百万 t になるのですよね。右側を見ると、2020 年度の実績の1,104万 t はたぶんこれ換算をした後ですが、この数字が3ページにはたぶん出てこないんですね。3ページのところに出てこないので、どこからどう拾うのかというのが、すぐにはちょっと分からない。相当詳しい人が追っていくことができると思うんですけど。

あと、省エネ余地の計算は、私はこれで妥当だと思います。特に償却のところ等を考えていただいていますが、この辺でしかなかなか対応できないだろうと思います。

あと係数も、0.25 は第6次エネルギー基本計画の係数で相当厳しいという認識は私もありまして、それが今の 0.337 になったときにどうなるかという見通しもお示しいただいたのは大変すばらしいかなというふうに思います。

そのくらいです。30年のところと、第4四半期の削減率だとか、うまく表現されると分かりやすいかなと思いました。高村先生、すみません、お時間使って。

○髙村座長 とんでもない、ありがとうございます。

先ほどと同じように、何人かの先生の御意見をまとめて事務局にお返しをしたいと思いますけれども、ほかにご発言希望、御質問、御意見のある委員はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、まず大野委員、その後、村上委員お願いいたします。

○大野委員 私もそんなに大きな意見があるわけではないのですが、大体田辺先生のおっしゃることと同じで。6ページの825万tという数字がどこかで出ていたかがよく分からなくて、考えたら平均でこうなるということが分かりましたので、これは田辺先生がおっしゃるように説明を加えられるといいと思います。

それから、省エネ余地の換算のところは、これは質問ではないのですが、実績に基づいて 検討していただいて、確実に今までの東京都の取組の成果ならではなのではないかと思い ますので、大変すばらしい点だと思います。

かつては高効率熱源機器の導入が一番高かったのが、エネルギーマネジメントとかを中心に、これまでの対策と取組の成果、推移を表していて非常に興味深かったということでございます。以上2点です。

- ○髙村座長 ありがとうございます。 それでは、村上委員お願いします。
- ○村上委員 ありがとうございます。私も田辺委員と同じ意見でして、6ページに825万t

が出てきたときは、さっきまで 590 万 t だったけれどもというのでかなり戻って確認するということだったかと思いますので、ここはぜひ、なにがしかの橋渡しがあるといいなと感じました。

二つ目は非常に細かいと言いますか、これは教えていただきたいというところになるのですけれども、電化が難しいという事業所の、21 ページの左下のアンケート調査の結果、かなり限定的な数、63 事業者回答となっていますが、「飲食等の用途にガス利用が必要」というのが14社ですか、挙がっているかと思います。これはどういう計算になっているかという意味での質問です。

例えば、ピザ釜で薪で焼いているようなレストランで、これは都内ではなくて地方ですが、 薪も地元の間伐材などを使ったりしてやっているという、いわゆる再エネ熱といいますか、 そういったようなケースはこの一連の話の中ではどんなふうにカバーされるのか。もしか すると、もう小規模過ぎて範囲外なのかもしれないのですけれど、ここで言う具体的な業務 部門で、これというのはどういう規模感の話なのか。ここは電化以外の選択肢というのは考 慮し得るものなのか、実際には少ないのでそこまではということなのか、少しこの辺は詳し く教えていただければと思いました。以上です。

○髙村座長 ありがとうございます。 それでは、堀江委員お願いいたします。

○堀江委員 ありがとうございます。私も今の21ページのところで追加の御質問になるのですが、電化の実施が困難な理由というのが挙げられていまして、実態はこういうことだろうなと思うのですが、恐らくこのまま特に対策をしないと、5年後にアンケートを取ってもまた同じような結果になるのではないかと思われます。

この中で回答数というよりも、実際の量で影響が大きいのが、やはり一番上の部分、熱源、地冷とかが含まれるコジェネとかこの部分だと思うのですが、第 1 回でもお話しさせていただいたのですが、コジェネ、地冷なども含めましてもともとガスを使っている場合が多いと思うのですが、BCPという意味で役に立つという面もありますので、いい面もある。その中で、それをどうしていくかという東京都としてのお考え、今はお答えがないかもしれないのですが、ここは非常に重要だと思っておりまして、中長期的な方向性ということでお考えがあればお聞かせいただきたいですし、まだということであれば、今後議論をしていくべきポイントかなと思っております。

○髙村座長 ありがとうございます。それでは、遠藤委員お願いいたします。

○遠藤委員 私からも大きな意見はございませんが、田辺委員と概ね同じ感想でございます。やはり省エネ余地については改修のタイミングも一応考慮して想定されているというところも含めて推計されているというのは非常によかったところかなと思います。

緩和措置についてはなかなか判断が難しいなと思ったのですけれども、一つは、できるだけ緩和の部分が少ないという意見もあるかもしれないのですけれども、できるだけ化石燃

料から早めの段階で移行していただくというインセンティブとしては、仕方がないのかな というところがあるかなと思いました。

あとは電気の排出係数が徐々に期間内に下がっていくということなので、できるだけ早めに改修を済ませたほうが削減が稼げるというところになっているので、その辺も改修のインセンティブになるところなのかなと理解しております。おおむね皆さんと同じ意見ということで、以上でございます。

○髙村座長 ありがとうございます。今日御出席の委員からは、今一巡御発言をいただいた かと思います。

私からも3点発言させていただこうと思うのですけれども、一つはスライドの10の辺りでしょうか。これは田辺委員も御指摘になった点でありますが、2030年の国の電源構成を考えたときの排出係数0.25kg-C02/kWh、こちらを基にしつつ、今の現状の都内の電源平均を参照していただいて、それでも仮に、今からもう同じように電力の脱炭素化、都内の現状から進展をしない場合でも、その削減の余地というのは、今示していただいている観点からは十分あるというお示しをしていただいていると思います。

0.337 というのは全く都内の電源の脱炭素化が進まないという想定ですので、かなり保守的な想定をしていただいての削減余地の算定だと思っていまして、その意味で、今回お示しいただいている数字というものは、大変野心的ではあるものの、削減の見通しが立つ、そうした数字だというふうに理解をいたしました。これが1点目です。

それから二つ目が、スライド 17 枚目辺りの新規参入事業所の削減義務率のところです。 総体的に今までのこの実績を見ても、平均削減率が新規事業所の場合は低いということを 示していただいているのですが、新規事業所、新規にこの制度に入っていらっしゃる事業所 というのは、例えば新しく事務所・建築物などお建てになって入ってらっしゃるケース、そ れから、もともとエネルギー使用量が制度の対象外だったものが何らかの理由で増加をし て新規に参入されるというようなケースが考えられるかと思うのですけれども、ここにあ るように、新規の参入事業所の削減水準が低いということで一定の配慮が当座必要という ことは了解をいたします。

他方で、例えば新規の建築物、新規に事業所を始められて入っていらっしゃるケース、それからこの対象にならないような中小規模の事業所、エネルギーの観点から中小規模の事業所であったというところの対策をやはり引き上げていくということと、併せてしていかないといけないのではないかというふうに思います。

その意味でトップレベル事業所の取組ですとか、あるいはこの後議論があると思いますが、中小規模の事業所の対策というところを、併せて対策の引上げを行っていくということが必要だろうと思っております。

最後が、やはり議論になっている電化のところでして、スライドの21枚目のところですけれども、事務局が非常に丁寧に記載をしていただいております。私の懸念は、やはり本当に脱炭素化を進めていくときに、電化が可能な分野では電化というのを進めていくという

ことは重要な政策だと思っていまして、従って、ここに事務局案があるように、電化が可能な分野での電化対応をしっかり進めていくことと、当座やはり緩和が必要という実態とをしっかり折り合いをつけつつも、電化をできるところは進めていく制度にしないといけないと思います。

従って御提案いただいておりますが、実際に単に緩和をするというだけでなく、しっかり その実態が本当に電化が難しいということ、あるいはさらにその中でどういうふうに削減 の対策を取っていくかということをやはり丁寧に示していただいて、その対応を促してい くということと、この緩和は併せて進める必要があると思います。

おそらくこれは、電化についての評価、どういうふうに対応が難しいかという評価、先ほど堀江委員が検討事項として必要だというふうにおっしゃった点につながってくると思っております。

そういう意味で、質問というよりは事務局の御提案について要望も含めて発言させていただきましたけれども、ほかに追加で委員の皆様から御発言、御質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、一度事務局にお返しをして、もしそれを受けてフォローアップの追加の御意見があればいただければと思います。

それでは、事務局からお願いいたします。

○大谷総量削減課長 皆様から御意見いただきまして、ありがとうございます。

まず田辺委員、また大野委員、村上委員からも御指摘をいただきましたけれども、スライドの3のところ、義務率の50%とそれから2030年の64%の関係というところでございます。具体的にはスライドの13のところが分かりやすいかと思っておりますけれども、今回第四計画期間の5年間の削減義務率は50%と考えております。こちらの前提といたしまして、やはりこの5年間で各事業所の皆様が対策を積み上げていただく、特にその電気の排出係数につきましては、段階的に改善がなされるものと考えております。

そのため 5 か年の平均では 50%という義務率を考えてございますけれども、当然計画期間が経過するに従って、徐々に削減が進むという見込みを立てております。最終的に、2030年の時点では 64%という水準に近づくように義務履行をしていただければと考えておりまして、この辺りが、これまで固定係数だったところが実排出係数になったところで、数字に少し開きがあるということでございます。

50%の削減義務率とした場合、今映しております左側の棒グラフにあります $825~\mathrm{F}$ t というところが、この基準排出量 $1,650~\mathrm{F}$ t の 50%というところを示しておりまして、この辺りは確かに御説明が不足している部分がございましたので、今後この辺りの御説明も誤解のないように詳しく説明していきたいと思ってございます。

それから、田辺委員から、4ページの事例と5ページの新規のところの考え方で御質問いただいたところです。4ページのまず地冷の部分の計算につきましては、いわゆる熱の供給

側、それから熱を受ける需要側の二つが重複して計算されてしまうというところで、こちらについてダブルカウントを考慮しているというところが、まずこの中で 590 万 t を計算しているというところでございます。まずこのダブルカウントをきちんと考えた後に、5 スライド目の計算に移りまして、今度はその新規で入る事業所の分も考慮しているというところで、順番としては、まず、ダブルカウントを考慮した後に新規事業所の分も考えているということで、計算としては、それぞれ別で処理をしているというところでお考えいただければと思ってございます。

あと、6ページ目のところで、こちらも田辺委員から御説明いただきました先ほどの825万 t の横の、2020 年度の1,104万 t というところも新しく出ているところですけれども、こちらは2020年度の実績以降、2029年度の第四計画期間の末までにどの程度、省エネ、それから再エネにより削減余地があるのかということで、起点となる年度として2020年度をこちらで計上しております。この後、2021年度以降どの程度積み上げがあるかということで、2020年度実績をこちらで御提示をしたというところでございます。

それから、村上委員から電化が難しいという事業所のアンケート、スライド 21 の左下のアンケートのところでございます。こちらについては、特にテナント等で入られている、飲食店が入っているテナントビルなど、なかなかそういった熱の利用を電化にすることが難しいという御回答いただいているところでございます。

この中で個々の事業所のエネルギー源のところまでは、今すぐに御提示することはできませんけれども、仮に、いわゆる再エネの熱を利用している場合はこちらにはカウントされないということでございます。この辺り、今後電化の余地があるかどうかというところにつきましては御指摘もいただいているところですけれども、なかなか短期には難しいというところかと思っておりますので、こちらは引き続き、事業者の状況を見ながら我々も検討していきたいと思っております。

また、堀江委員から、同じく21スライドのところでございますけれども、電化が難しい事業所について、特に地冷の事業所の皆様ですとか、コジェネレーションの供給事業者様などがございます。こちらも具体的に今回の緩和の対象の事業所にも含まれているところでございますけれども、堀江委員御指摘のとおり、コジェネを使うということ、それから地域冷暖房を使うというところで、今映しておりますアンケートにもございますように、いわゆるBCPの観点といったところも御活用いただいている理由でございます。

ここは非常に難しい点かと思っておりますけれども、少なくとも脱炭素の取組というところで、こういった事業者様も可能な限り効率化に取り組んでいただくというところは我々も引き続き考えておりますし、また熱エネルギーの脱炭素化につきましても、なかなか直近では難しいところがございますが、技術開発も進められていると理解しておりますので、将来的にはそういった環境の変化についても検討しながら制度の中での位置づけを検討してまりたいと思っております。

また、委員の皆様から、省エネ余地の件につきまして御意見いただきありがとうございま

す。これまでの実績を踏まえて御提示をさせていただいたところでございます。また我々も、 今回各事業所の取組状況によって余地の内容が変わってきていることを改めて実感したと ころでございます。

また、髙村座長からもそれぞれ御指摘をいただいた点について、引き続き検討してまいりたいと思っております。事務局からは以上でございます。

○髙村座長 ありがとうございます。今事務局からお答えをいただきましたけれども、お答えを受けて、あるいは御発言の中でお忘れになっていた点等もしございましたら御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

田辺委員、お願いいたします。

結構大きな決断なんです。

○田辺委員 私が質問した地冷の話は、たぶん堀江委員とかとも重なるのですけども、4ページで 2030 年の地冷分に 0.65 百万 t を足されているのですけれども、例えば 3 ページの 2024 年度の 11.39 百万 t に占める地冷の割合というのはどのくらいだと考えられているか。それを伺うと、今後この分野をどうしていこうと東京都が考えられているのかがかなり分かるので出してないのかもしれないのですが、一つはかなり大規模な都内の部分は面的に集積させるというので地域冷暖房を使われていて、コジェネ等が使われているわけですね。その中で、一つは天然ガスをメタネーションして CO2 を回収するという手はあるとは思うのですが、デンマークみたいにバイオガスを使おうとすると、現在 NOX 規制が結構厳しくて、たぶんほぼ使えないです。そういうふうなそのバイオ系燃料に転換して原単位を下げようとするのか、それとももう個別熱源をビルごとに持たせて電化していくのかというのは

その辺が実はすごく気になって、こういう分野は 2030 年の投資なんてもう既に行われているので、どんなふうに考えられているのか、たぶん環境局だけの話にはとどまらないことがあるので、もう少し高次なレベルで議論があるといいのではないかと思いました。

それから省エネの中で、病院については、リネン類とか消毒とかで蒸気が結構必要です。 リネンとかをアウトソーシングしてしまうと、実はすごく減るのです。それが本当に都内の 大きな総合病院とかでいいのかどうかというのもあるので、私はある程度の緩和をして、病 院の中で食事だとかそういうものが変な方向にならないようには配慮する必要があるので はないかと思います。ここに関して私は配慮が必要ではないかと思います。すみません、追 加で。

○髙村座長 先ほど前半におっしゃっていた地冷のところは、事務局からこの後もし追加 でお答えいただければありがたいと思います。

ほかの委員はいかがでしょうか。御発言、御質問、追加でよろしいでしょうか。

それでは、田辺委員からあった御指摘のところを、事務局から今の時点でお答えがあれば お願いできればと思います。

○大谷総量削減課長 御意見をいただきましてありがとうございます。地冷のこの 2024 年度の部分につきましては、地冷の部分を特出しして計算してございません。あくまで全体の

排出量から計算をしてございます。田辺委員の御指摘のとおり、今後の技術革新ですとか方 向性について御意見をいただいておりますので、私どもでも、部署内あるいは関係部署と連 携いたしまして、引き続きあり方について検討してまいりたいと思います。御意見をいただ きありがとうございます。

○髙村座長 ありがとうございます。委員からほかに御発言の御希望ございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

今、資料の4の前半を御議論いただきましたけれども、削減義務率、削減余地、それから 緩和措置などの考え方について御議論いただきました。大きな方向性については御異論は なかったと思います。記載ぶり、あるいはもう少し追加的な説明が必要ではないか、それか ら後半のところでありましたけれども、緩和措置との関係で電化、さらにはその熱の利用に ついてどういうふうに考え、どういうふうな方向性を持って都として取り組んでいくかと いう大きな提起をいただいていると思います。

しかし、ここで出されているキャップ&トレード制度の削減義務率、削減余地、緩和措置の制度のところについては、大筋御異論はなかったと思っておりまして、いただいた御意見を踏まえて、事務局がさらに制度の詳細を詰めて具体化をしていただくということでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは前半のスライド 22 までの議論は一度ここで終了とさせていただいて、資料の 4 の後半、排出量取引、そして公表内容やその方策について御意見をいただければと思います。 御意見、御質問がございましたら、同じように Zoom の手挙げ機能でお知らせいただければ と思います。いかがでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○大野委員 ありがとうございます。この排出量取引制度ですが、東京都の制度はキャップ &トレードなので、それを先に見ると排出量取引制度も入っているのですが、もともと制度 の設計の思想というのは、できるだけ事業所が自らの努力で減らしていこうということを 中心に置いた制度であるということだったと思います。

これは振り返ってみると、2007 年、2008 年、制度の導入当時、いろいろな議論をする中で、東京の事業所の皆さんからも、安易に排出量取引に頼るのではなくて、東京の事業所が自分で減らすことを重視するという御意見もいただいてこういう制度にしたという経緯があったと記憶をしています。

実際こういう考え方というのは、その後どうなってきたのかと考えると、今年の COP27 では、非政府アクターの削減取組に関する国連事務総長の諮問委員会の見解が示されまして、その中で、ボランタリーなクレジットを使うことについてはかなり厳しく、要するに現状としてはボランタリークレジットという名前の下で本当に削減がされているのかどうか、必ずしも怪しいものもあるということで、それについても厳密に適用していこうという考え方が出てきました。

そういう考え方を踏まえると、ボランタリークレジットの話なので都の制度は必ずしも

違うのですが、自分たちの削減を重視するという考え方は妥当だったのではないかと。そういう前提の上で改めて考えてみると、24 ページに東京都の制度で使えるクレジットがあるのですが、この中でやはり説明が足りないというか、もう少し議論が必要だと思うのは、都内の中小クレジットと都外クレジットと埼玉連携クレジット。この分があまり議論されていないなと改めて思います。

再エネクレジットについては前回からいろいろ議論しまして、大体整理がついています。 超過削減についても大体整理がついていると思いますが、それ以外の三つのクレジットに ついて、あまり実は資料も全然なくて、よくわからないというのがあるので、ここをもう少 し検討する必要があるのではないかというのは改めて思いました。

例えば、埼玉連携クレジットですが、これは埼玉県が、ボランタリーだけれども東京都と 非常に似た制度を実施しているということで、首都圏連携を足したらいいと思うのですけ れども、考えてみると、埼玉県が第四期どうするのかということは全然知りませんので、第 四期の設計に当たっては本当に埼玉連携クレジットが成立するかは分からない。

都外クレジットも、今の状況がどうなっていて、果たして第四期も本当にこれは使う必要があるのかいまいち見えないですし、中小クレジットも同様です。ですから、この辺はほとんど資料が出ていないので、少し追加説明をしていただいて、必要な資料も出していただいて議論する必要があるのではないかということを申し上げたいと思います。以上です。

○髙村座長 ありがとうございます。ほかの委員いかがでしょうか、御発言、御質問を希望 の委員はいらっしゃいますでしょうか。

今、大野委員からもありましたけれども、冒頭に国連事務総長の下のパネルのところの勧告の一つに、非国家主体、ここで言うと事業者、自治体もですけれども、できるだけ自分たちの排出量を減らした上で、その適正なしっかり削減が確保されたクレジットを使うという原則を勧告していまして、今、大野委員御指摘になったように、ある意味で東京都が考えて実施をしてきた考え方が取り込まれているといいましょうか、そうした東京都の取組、先進的な考え方に基づいていたのではないかと私自身も思っておりました。

他には…田辺委員、お願いいたします。

- ○田辺委員 後ろの公表のところの意見でもよろしいでしょうか。
- ○髙村座長 もちろんです。お願いいたします。
- ○田辺委員 公表の部分ですけれども、31 ページの省エネカルテのエネルギーの開示とい うのは、私、大変すばらしいと思います。用途とかですね。

ただちょっと心配もあって、大丈夫かというのもあるのですが、今、国の省エネ法が改正されて、GX 政策を国で行われようとしていますけれども、その中に何を活用するとかこうするとか書かれています。そのベンチマークになるのではないかというので、省エネ法で報告されたものを開示していこうという動きがあります。ただその中では、例の省エネのデータの開示に関しては最高裁の判決とかがあって、やっぱり任意開示でと議論されているのですけれども、東京都がやられるときは義務開示みたいなものにされてもあまり心配はな

いのか。それとも任意で開示していくようなことを考えられているのか。私は義務で出した ほうがいいのではないかと思っているのですが、意見といいますか、コメントですみません。 ○髙村座長 ありがとうございます。こちらは後で事務局に伺いたいと思います。

ほかに委員から御質問、御意見はございますか。

遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 同じ省エネカルテについてのところですが、用途別にこのように公表していただくのは大変ありがたいことだなと思っております。今、田辺委員がおっしゃったように、本当に一次エネまで開示できるのかという議論はまた別途あるかと思うのですが、こういった用途区分があるのですが、私もこれは少し調査で使わせていただいたときに、用途によっては非常にサンプルが少なくて、ベンチマークというか、ランキングに使うにはなかなか難しい用途もいろいろ出てくるのかなと思っております。

それから、もう一つ、中小の報告書制度向けに低炭素ベンチマークというのもあって、そちらも用途別でありまして、そちらはやはり事業所数が多いということで、そこそこのサンプル数があるのですが、そういったところについて、今後データを取りながら改善の余地があれば改善していっていただければと思っております。以上です。

○髙村座長 ありがとうございます。ほかに御発言を希望の委員はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、私のほうから二つ、今の公表のところで発言したいと思うのですけれども、一つは、基本的に省エネカルテや実態を報告されていると思うのですけれども、それぞれの事業所の目標というのは記載事項にすることは可能かという点です。やはり、それぞれの事業所が現状はもちろんそうなのですけれども、どういう削減の目標を持っているかという情報も評価の上で非常に重要な情報ではないかと思っておりまして、私が見落としていたら申し訳ありませんけれども、確認をさせていただけるとありがたいと思っております。

それから二つ目が、先ほど田辺委員からおっしゃった点、国のところでの省エネ法の下での開示でありますけれども、国でもしっかりぜひ田辺委員の下で議論をしていただけるとありがたいと思います。基本的に、最高裁の判断は現行の省エネ法に基づいて判断をしているというふうに、現行の法令に基づいて判断をしていると理解をしていまして、従って、国が法でしっかりそれを公益も踏まえて開示とされれば、それ自身は法令上は問題はないと思います。

ただ、たぶん東京都独自で開示を求められるときの条例対応との関係でどうかという点は、論点としてはあり得るとは思っていまして、従ってその点はぜひ事務局のところでも検討いただけるとありがたいかなと思います。まず、国に期待いたしますけれども。

では、ほかにもし御意見、御質問がございませんでしたら、一度事務局にお返しをしたいと思います。いかがでしょうか、事務局のほうからお答えいただければと思います。

○大谷総量削減課長 私のほうから、まず情報開示の件につきまして回答させていただければと思います。

まず、田辺委員から、事業所のデータを開示にするに当たって、国のほうでは任意で開示をしていくというお話がございましたけれども、私どもも基本的には原則公表という形で進めていきたいと考えております。一方で、その床面積当たりのエネルギー消費量について、特に非公表を希望する事業者の皆様に対しましては、一定の配慮を行うことも検討してまいりたいと思っておりまして、この辺りは実際の手続きの面も含めて、あるいは今の髙村座長からも御指摘いただきました規定の仕方も含めて、慎重に検討してまいりたいというふうに思ってございます。

それから遠藤委員から、用途区分についてサンプルが少ない場合もあるということの御 指摘をいただきました。やはり大規模事業所の制度で、母数がある程度決まっているという ことで、数を増やすこと自体がなかなか難しいところがございますけれども、引き続きなる べく比較ができるようなデータが御提供できるように努力をしてまいりたいと思っており ます。

また髙村座長から、それぞれの事業所の目標の記載が可能かどうかご指摘をいただいたところでございます。この省エネカルテ自体には記載をしてございませんけれども、地球温暖化対策計画書においては事業所の取組目標を記載する欄もございますので、今後、御意見を踏まえまして、そういった公表内容をトータルでどのように対応できるかというのは検討してまいりたいと思ってございます。

取引についての大野委員の御質問に関しましては、安達課長から御回答させていただきます。

○安達排出量取引担当課長 そうしましたら、大野委員の御意見に対してでございます。まず、都内中小と都外と埼玉連携、この三つについてということでございます。追加資料をというお話でしたので、これは次回以降のところで出させていただきたいと思います。

また、埼玉連携のところについては、埼玉は埼玉で、今、ちょうど我々と同じように次期の期間に向けて、有識者を交えた検討会を立ち上げて動いているということを聞いておりますので、そちらの状況についても確認をした上でまた御報告などもさせていただければと思っております。

また都内中小に関して、制度当初に都側に環境価値を譲渡されたクレジットは、制度創設 時から、クレジット価格が高騰した場合には都がオークションのような方法で入札にかけ て対応することが出来るようにしていますが、これまで一度も実績がないということを御 報告させていただきます。

以上でございます。ありがとうございます。

○髙村座長 ありがとうございます。事務局からのお答えに対して、フォローアップの御質問、御発言、あるいは追加で別の点について御発言を御希望の委員はいらっしゃいますでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○大野委員 今のお答えですと、急に質問をしたのでなかなか資料がないのだと思うんで

すけれども、制度設立当初はこういう五つのクレジットをつくる必要があってつくったわけなのですが、果たして今の状況で本当に必要なのかということもありますので、現状を踏まえて今後の扱いについては別途検討する必要があると思います。以上です。

○髙村座長 ありがとうございます。それでは、村上委員お願いいたします。

○村上委員 今の点に追加してですけれども、Jクレジット制度に対しての言及ですとか、使わないなら使わない理由みたいなものも一緒に教えていただければいいのかなと思いました。現時点でクレジットと聞いて何を一般的に想起するかというところも含めてということがお願いでした。以上です。

○髙村座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。 遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 4の資料全体で、第四期は非常に厳しい削減義務率になっているというところで、できるだけ都のほうから、義務履行が難しそうだ、あるいは苦しんでいそうだというところにアプローチして、できるだけ取りこぼさないというか、こういう制度に対して理解をしていただくということと、事業所さんが自分たちがこれだけ努力しているのになかなか難しいというところを都に伝えたいというところがたくさんおありだと思うのと、都としてもそういう情報、どこが難しいのかというところを把握するためにも、ぜひそういう制度というか、場というのをもう少し、今までは向こう側に困ったら来てくださいぐらいの制度、あるいはプログラムだったのかとは思うのですが、もう少し都のほうから積極的に、事業者さんとコミュニケーションしていくようなところがないと、ドロップアウトというか、そういうところのフォローが大事かと、感想的ですが思います。

そういうところで今まで東京都さんはずっとコミュニケーションを取りながらやってきたというところが一番重要だったので、今後もそういうところをさらに進めていただきたいと今思っております。以上です。

○髙村座長 ありがとうございます。ほかに委員から御発言の御希望はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

今幾つか、御要望もありますけれども、クレジット制度のところを、大野委員、村上委員 から追加のコメントがあったかと思いますが、事務局から何かございますか。

○安達排出量取引担当課長 大野委員、ありがとうございます。実績につきましては、過去 12 年間通して 5 種類全ての実績があるというところはお答えはできます。 具体的な数字などの資料を今お出ししていないので、そこのところをフォローアップした方がいいかというふうに先ほどは考えまして、発言をさせていただきました。

クレジットで実際に取引をされる中で一番多いのは、超過削減量ということを資料上も 載せておりまして、実際に9割近いところが超過削減量ということでございます。

また超過削減量の使い方も、有償取引というだけではなくて、無償取引というか、一つの 事業者様が複数の事業所を持っていらっしゃる時に、その事業所間でやり取りをするとい うような取引というのが都の制度の中では非常に多い、有償取引よりもそちらの方が多いというのが非常に特徴的なところかと思います。それに加えましてバンキングの分などが加わって、クレジット等の取引の状況を構成しているというような内訳のイメージでございます。

村上委員からJクレジットについて御発言がございました。Jクレジットの再エネの部分を中心に私どもも今回検討してきた時期もあるのですけれども、Jクレジットは、今、御家庭の自家発電の余剰分というところを当てているということがありまして、ダブルカウントになる恐れもあるということから、今回、クレジットの種類そのものに対して加えていないというところがございます。

先ほど履行状況、1期2期3期の円グラフもお示しをしたところですけれども、取引の考え方としては、まず第一原則として、自らの削減、事業所の自らの削減を最優先にしてきた、一番最初に理念として掲げてきたところでございまして、まず自ら削減をし、なかなかそれだけでは難しいというようなケースでは補完的な手法として取引をお使いいただく、といった時に、超過削減量の量というのが非常に多く発生をしていて、供給の方が圧倒的に多いというところから、第四期の超過削減量の発行の仕方というのを考えてもいいのではないかと、そういった観点もあります。

もちろん超過削減量自体はインセンティブとしての意味合いを持っていると思いますので、今回資料でも明記をしておりますような形で発行上限を上げるなどの御提案をさせていただいているところではございますけれども、資料上でもございますように、クレジットの残量というのは一定量があるということから、Jクレジットをはじめとして様々なクレジットの種類をどんどん増やすといったことについて、私どものキャップ&トレードの第四期の中で、それを増やしただけの効果というものが、事業者の皆様がいろいろな手続きなどを実施するのに見合ったものが得られるのかというような観点も含めまして、全体として自らの削減を最優先にするという中で、今の資料の御提案となっております。以上でございます。

○髙村座長 ありがとうございます。堀江委員、お手を挙げていただいて、お待たせいたしました。よろしくお願いいたします。

○堀江委員 ありがとうございます。今の御説明をお伺いしまして少し思ったことですけれども、無償の取引も多いというようなお話もありまして、カーボンプライスといいますか、この取引価格ということに関して今後どう考えていったらいいのかなというところを少し議論させていただければと思っております。

この制度の趣旨というのが、皆様から御説明いただいておりますとおり、そもそも自らが減らすというところが大事で、排出量の取引というのは、言い方はあれですが、おまけみたいなものということは理解した上でということですが、国のほうでも 26 年から排出量取引が本格的に始まるという話もありますし、いずれまた炭素税の話も本格的に議論されるということがあるでしょうし、あと IEA の 2050 年ネットゼロのシナリオによれば、2030 年が

1 t 当たり 140 ドル、2050 年が 250 ドルだったと思いますので、それぞれ為替によりますけれども、2万円、それから 3万7,000~8,000 円ぐらいですか、というような非常に高い金額が想定されているということもありまして、こちらの場合は相対取引なので幾らというのは本当に相対で決まるということだとは思うんですけれども、ある程度の価格のレンジといいますか、大きく外れないようにとか、その辺りを考えていってもいいかなと思うんですけれども、何かそこについてお考えはございますでしょうか。

○髙村座長 ありがとうございます。ほかに委員から御発言、御質問はございますでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○大野委員 この後、都側からお話があった後でもう一度発言してもいいかなと思っていたのですが、先ほど申し上げた趣旨を改めて申し上げますと、東京都の制度はあくまでも自分のところで減らすということが中心になっているので、この後、恐らく国の GX-ETS か何かが始まってくると、本当に一定の義務というものになっていくのが 2031 年、32 年、33 年ぐらいだと思うので、2026 年以降というのはまだ自主的な範囲にとどまると思うのですが、いずれにしてもそういうのが出てくると思います。

東京都の制度というのは、あくまでも東京都の大規模事業者部門という一定のエネルギー使用率で見た範囲の部門全体の排出量を減らすということが基本です。そうすると、それ以外の部門から入ってきたもので義務率を達成するというふうにしてしまうと、もともとの制度の目的自体が崩れてしまうので、そこは極めて限定的にしようという思想なのだと思います。

そこはやはり崩してはいけなくて、そういう意味ではJクレジットや、恐らく今度出てくるであろう GX-ETS クレジットとか出てくるのかもしれませんけれども、そういうのを安易に使うとなると、東京の対象事業所部門を減らすという大きな目的が崩れてしまうので、そこはやはり限定的に厳しくしなければいけないと思います。

そうしないと、東京自体で減らすという、制度自体の存立基盤自体が揺らぐことになって しまうのだろうと思います。

それから、先ほどの安達課長の御説明で、超過削減量の取引についても、実は無償が多いとおっしゃったのですが、つまり何かというと、東京都の場合は対象事業所、サイト単位でやっているわけです。これがほかの制度だと会社単位でやっているところもあるのです。実際に制度対象になっているサイトが五つあるけれども、一つの会社が五つ持っていると。そこがやり取りしている例が多いとかというのです。

それはつまり実態的にはサイト単位なんだけれども、会社単位のように運用されるということで、そういう意味ではそういう取引というのは自分たちで減らすということの一環としてやられているのだと思います。そういう実態を踏まえて、そういう意味では対象事業所さんが安易に取引によるのではなくて、あるいは安易に制度外から持ってくるのではなくて、東京の事業所自体の中で減らしていくということを基本に置いた運営を東京の事業

所さん自身がやられているということなので、ぜひそこは堅持をしていく必要があるのではないかと思いました。以上です。

○髙村座長 ありがとうございます。ほかに委員から御発言の御希望がなければ、事務局の ほうに一度お返しをし、御発言をいただこうかと思います。

安達さんか、大谷さん、あるいは両方でしょうか。お願いいたします。

○安達排出量取引担当課長 では安達の方からお答えを申し上げます。委員の皆様、御意見 等ありがとうございます。

先ほどの堀江委員の価格についてでございます。都の取引制度では、御承知のとおり相対で取引をするのですけれども、ただその相対の方々がやはり価格の目安が全くないと困るというふうな御意見を踏まえまして、制度当初からずっと、都の排出量取引の専用ウェブサイトのページに、私どもは「査定価格」という呼び方をしていますが、対象事業所の売る側、買う側の可能性のある方々に加えて、仲介事業者さんのような方々にもヒアリングをさせていただきまして、今後どのくらいの価格になりそうかというのを、一定のロットごとに設定を置いて金額を算出し、その情報をウェブサイトに載せるということをしてきております。

つい先日も排出量取引セミナーというものを私どもで実施をして、そのときに事業所様のアンケートの結果などを公表させていただいていますが、取引を実際になさる方は、都のウェブサイトの査定価格の情報を参考にしているというお答えが一番多かったという実績もございまして、私どもが取引の参考になるようにということで出している情報については、事業者の皆様にも御活用いただいた上で、取引を実施していただいているという状況であるということは把握をしております。

また、取引をするに当たりまして、私どものシステム上、クレジットの移転というのを行いますので、そのときに実際の取引量や価格といったものを、もちろんどうしても秘密という場合は別ですが、こちらのほうに申告をいただくということをしております。

そこの中では、先ほど堀江委員がおっしゃったような比較的高いというのでしょうか、そういった大きい金額だと思われるようなケースと、そこまでいっていないというケースと様々あるということで、事業所様の様々な条件をベースにした取引価格でお取引されているということは把握をしている状況でございます。

ですので、価格については基本的にそういった非常に客観的な情報を私どもの方で参考情報としてお知らせをするということをもって、それぞれの皆様の取引に支障のないように、間接的ではあるかもしれませんが、サポートしているというような状況でございます。 今後もそれを続けていくということが一つ。

もう一つ、制度当初から、先ほども少し御紹介をしたのですが、都の側で一定程度の量の クレジットを確保しておりまして、それをいざというときに放出をするというようなこと も可能な制度として運用してきております。高騰した場合に対して一定の配慮ができる形 で運用してきたのがこれまでの状況で、幸いにもそれを実際にやったことはないというの が現状でございますけれども、そのように考えております。

価格に対しての考え方ということでございますが、供給が非常に多くて需要が相対的に 少ないという中で、良くも悪くも高騰し過ぎないというところで来ているのかと考えてお ります。実際に減らしていただくということを最優先に考えた場合には、取引を活発にして オフセットでどんどんやるというよりは、今後ゼロエミッションを目指すという形で行き ますと、取引にできるだけ頼らない形で現実の排出量を減らしていくということを最優先 にするということは、四期以降についても変わらず都としては堅持をすべきスタイルでは ないかと考えておりますし、先ほど大野委員からもそのとおりの御意見があったところで ございます。

取引に頼らない形での削減といったものをいかに事業所の皆様にしていただけるのか、 先ほど遠藤委員からも都の側からいろいろなアプローチをしたらいいのではないかという 御意見もございましたので、事業所の皆様との引き続きのコミュニケーションのあり方に ついては、私どももしっかり考えていきたいと思っております。以上でございます。

- ○髙村座長 ありがとうございます。大谷課長、お願いいたします。
- ○大谷総量削減課長 今、安達課長からも少しお話がありましたけれども、遠藤委員から御指摘いただいた点で、やはり今回義務率もこれまでよりも上がるというところもございまして、事業者の皆様の御意見をしっかりと理解するという重要な御指摘をいただいております。私どもは、これまでも制度当初から事業所の皆様とのコミュニケーションを丁寧に進めてきたというところがございますので、今回の制度改正、あるいは今後の制度開始までの間に至るまで、引き続き事業者の皆様ともコミュニケーションを丁寧に行いながら検討を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○髙村座長 ありがとうございます。それでは、今、後半ですね、スライド 23 以下の排出量取引、それから公表の点について議論をいただきましたけれども、幾つか検討、検討というのは資料も準備をして今後この会議で検討する事項も含めていろいろ御意見をいただいたと思います。ただ、事務局でお示しをいただいている検討事項の方向性については御異論はなかったと思っていまして、先ほど御指摘がありました幾つかのクレジットタイプの検討や、遠藤委員からもありましたような丁寧なコミュニケーションといったような、今後の進め方について御意見はあったかと思います。

いずれもそれを踏まえた上で、制度の詳細について本日御提案をいただき、それに対して の意見を踏まえた上で、制度の詳細の具体化をしていただくというのでよろしいでしょう か。ありがとうございます。

それでは、この議事の(3)、資料の4については議論は以上とさせていただきたいと思います。

(4) トップレベル事業所における認定制度について

- ○髙村座長 続いて、議事の(4)「トップレベル事業所における認定制度について」、事務局から御説明をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。
- ○安達排出量取引担当課長 引き続き安達の方から御説明を申し上げます。資料 5 に基づいて御説明をいたします。

本日、こちらに示す順で3点について御説明をしたいと思います。

まず最初に、第2回の検討会の御意見への対応ということでございます。

一つ目、制度全体の考え方についてでございますが、当初は新築で質が高く削減余地がない事業所を救う制度としての意味合いというものもあったけれども、時代は変わっており、新制度がキャップ&トレード制度全体をうまく機能させるように検討してほしいというふうな御意見がございました。

現在こうした御意見も踏まえた認定水準、あるいは促進策といったものを検討しておりますので詳細は後述をいたします。

2点目、事業所の認定区分や、建築物環境計画書との連携に関する御意見がございました。 こちらについても後ほど御説明したいと思います。

続いて評価項目の構成に関しても御意見をいただいているところでございますけれども、 こちらにつきましては、今後幾つかの事業所で試験的な評価の実施といったものをしたい と考えております。そうした結果も踏まえて、配点や、具体的な評価方法等について御報告 をしたいと考えております。

最後の省エネ・再エネの取組の促進でございますけれども、こちらは人に着目をした情報 の公表といったことでアイデアをいただいたところでございます。こちらについても、今後、 御報告をさせていただきたいと考えております。

続きまして第2回のトップレベル事業所の検討会の御報告でございます。

トップレベル事業所認定制度の基本的な考え方について、こちらで整理をしておりますけれども、従来は省エネ対策を中心として事業所を評価してまいりましたけれども、今後は省エネと再エネ共に推進する事業所を評価する制度という方向で考えております。それを受けて目標像としては、下部に記載をしているような内容で考えてございます。

この目標像を目指すための新たな認定区分・要件といたしましては、従来のトップレベル・準トップレベル、この二つから、更に高いレベルの区分を加えて3段階で評価をするということを考えております。名称は仮にですけれども、トップレベル事業所「A」「AAA」ということで記載をしております。左側から従来の準トップレベル相当、それからトップレベル相当、そして前回「トップ(ゼロエミ型)」というふうに称していたものが一番右の「AAA」ということで今回記載をしております。

それぞれの認定水準といたしましては、低いほうから満点の7割、8割、9割程度ということで順に高くなりまして、また必須項目といたしましては、従来からある省エネに関する項目について、こちらは先生方からもたくさん御意見をいただいておりますので、引き続きしっかりやっていただくという意味で必須に位置付けるということでどうかと考えており

ますことと、ZEB 化あるいは CO2 のゼロエミッションといったところへのロードマップの策定、あるいは CO2 の排出削減実績等について位置付けるということを考えております。

緩和措置及び不合格要件に関しましては、評価項目がしっかり固まってから改めて検討 していきたいというふうに考えております。

また、前回もいろいろルートについて御意見いただいておりましたけれども、こちらの表の中で、水準と、初回から全ての認定区分で認定を可能にするということで整理をするということにさせていただければと考えております。

続きまして、第四計画期間の評価項目についてですけれども、既存の評価項目の見直しと、 新設評価区分の項目を新たに作る、この二つで構成するということで考えております。

既存の評価項目の見直しについては、記載の三つの考え方で点検等をしていきたいと考えております。また、新設の評価区分につきましては、5本柱にするということで再エネ利用及びゼロエミッション化やさらに進んだ取組ということで項目設定を考えておりまして、詳細はこちらに示しておりますけれども、例えば再エネに関しましては、従来からのオンサイトの再エネ利用に加えまして、オフサイトあるいは電気需要の最適化といった項目についても追加をするということを考えております。

右側のゼロエミッション化や更に進んだ取組みにつきましては、ロードマップの策定あるいは各種削減実績等を検討しております。

また、環境審議会の答申の時からずっと議題に上っておりましたウェルネスに関してですけれども、これまで事務局側でも様々な評価項目を検討してきたところですが、委員の皆様からも評価の重みがあまり重くならないようにという御意見もいただいておりますため、現在、いずれかのウェルネス認証を取得している事業所を評価するということで考えてはどうかと検討しているところでございます。

続きまして、建築物環境計画書と連携した認定の方法でございます。

連携の基本的な考え方といたしましては、建築物環境計画書制度と連携をした認定ルートを新設するということによりまして、設計時だけでなく運用時も含めて、高いレベルで省エネ・再エネに取り組む事業所を増やしていきたいというふうに考えております。

その際の考え方につきましては、こちらに示すとおりでございますけれども、評価の具体的な考え方としては 2 ポチ目にございますトップレベルの認定基準のうち、II というところに「建物及び設備性能に関する事項」という評価の柱がございます。ここに建築物環境計画書の評価を活用いたしまして、具体的には PAL*低減率及び ERR、そして ERR の計算に含まれない未評価技術といったものについて、トップレベルの認定基準を基に評価・得点換算するという方向で検討しているという状況でございます。

続きまして、認定申請等における事務手続きに関してです。

今こちらにはトップレベル事業所の認定方法の具体的なステップを示しておりますけれども、現在こうした複数段階の厳格な審査によりまして、事業所の認定の質を担保するということで実施をしているところでございます。

ただ、こちらの様々な手続きに関しまして、事業所の皆様からの負担軽減に対する御意見をいただいているというところでございますので、都といたしましては、今後認定に一定の信頼性を確保しながら、内容に応じて方法を簡素化するという方法について検討したいと考えてございます。

次のページに、具体的な方法として、今、上のブルーの枠の中に①②とございますけれども、この二つの観点から、認定審査の段階ごとに、下のほうに Step1、2、3と書いてありますけれども、こうした負担軽減策について検討したいということで考えているところでございます。

以上のような議題に関しまして、先日のトップレベルの検討会の方では、今こちらに御覧いただいているような御意見が出たというところでございます。全体としては、大きなところでは内容に了承を得られているというような状況でございまして、今後新たな評価項目案による実際の事業所での試験的な評価といったものの結果も踏まえまして、具体的な評価内容あるいは配点等を検討していきたいというふうに考えてございます。

続きまして、トップレベル事業所認定制度を活用した省エネ・再エネの取組みの促進について説明をいたします。

まず最初に、今後の認定への促進を検討する際の考え方を整理しております。これまでトップレベル事業所認定におきましては、省エネ対策に優れた事業所を認定してきております。また、委員の皆様からは、このトップレベルの認定制度は、新しい事業所で省エネの削減余地が少ない事業所への対応の意味合いもあったということをこれまでの検討会でも御発言をいただいているところでございます。

真ん中のところ、これまでの制度実績を見ますと、キャップ&トレードの制度対象となった時期にかかわらず、全事業所が義務を履行しているという状況にあります。また、その後の社会情勢の変化といたしましては、全世界で迅速、大幅な排出削減が求められているということ、そして再エネ利用手法の拡大等々がございます。

一番下に参りますと、これらを踏まえまして、今後のトップレベル事業所につきましては、 省エネに加え再エネ利用を推進する事業所の目標となるような取組水準等を提示して、高 いレベルで省エネ・再エネに取り組む事業者への誘導を推進するということ、そして二つ目 のポチになりますけれども、新規参入事業者への対応は義務率の段階適用、先ほどの資料の 方で説明がございましたけれども、こちらのほうで実施をいたしまして、今後のトップの認 定への促進策は高いレベルで排出削減を進める事業所を認定する、そういった趣旨に鑑み まして、検討する必要があるということで整理をしております。

次のページですが、今御説明した考え方を踏まえまして、省エネ・再エネを進める事業所の目標水準の考え方についてこちらに整理をしてございます。

記載の①②の両面から検討しているところでございますけれども、まず①の国内で積極的に取組を進める事業所の SBT イニシアチブの認定削減目標を御覧いただきますと、左下の表のように、2030 年に Scope1、2 のカーボンニュートラルですとか、2019 年度比 70%以

上削減といったような企業の方々の目標がございます。

右の方には、②キャップ&トレードの実績をベースにした数値ということになりますけれども、直近2か年の上位1%で削減率は70%程度、また上位10%でも2020年度では削減率50%を超えているというような状況でございます。これらから、最上位の認定区分、先ほど「AAA」という形で御紹介をさせていただいたところですけれども、こちらの目標水準としては、CO2排出削減実績に関しては、第四計画期間で75%としてはどうかというふうに考えております。

また、ゼロエミッションに向けたロードマップの作成といったものを認定の必須要件に 位置付けてはどうかと考えてございます。

次のページに参ります。続きまして、第四計画期間の削減義務率の取扱いについてでございます。

現在トップレベル事業所に認定をされますと、削減義務率は左下の表のとおりに、トップレベル事業所では2分の1、準トップレベル事業所では4分の3に減少するということになっております。実際の削減実績におきましては右のグラフのとおりに、制度対象事業所全体と同様に認定事業所も同様の削減傾向となっているということを把握しております。

上のブルーの箱になりますけれども、三つ目のポチ、削減率の減少につきましては、第二期より制度全体の全新規参入事業所に対しまして段階適用としているところでございまして、第四期についてもこれを継続するということを先ほども御説明をしたところでございます。これはもちろん案でございます。

今後トップレベル事業所につきましては、ゼロエミッションを目指して取組を進める事業所を認定するという趣旨からいたしますと、削減義務率の減少が認定の促進策としては十分に機能しない可能性があるというふうに考えております。

ただ一方で、仮にそういった義務率減少措置といったものを全て廃止してしまいますと、 現在の認定事業所の皆様の削減計画に影響が及ぶということは十分に想定されるところで ございます。

そこで、今後のトップレベル事業所に対する削減義務率の減少につきましては、これまでの認定事業所の皆様への経過措置を除きまして、原則として廃止をする、その代わりに、別の形、例えば、超過削減量の発行条件の変更によるクレジット量の増加ですとか、広報活動の充実といったことによって促進策を検討してはどうかということで考えております。

また、この場合の経過措置における義務率減少の程度につきましては、これまでのトップレベル事業所認定制度と同様に、省エネ相当量に対して減少するということで考えております。

次のページに具体的な考え方を示しておりますけれども、第四期の削減義務率 50%、この数字は、主に省エネ対策による目標削減率の部分の 36%に再エネ電気調達等による排出係数の改善分の 14%、これを加えて算出しているということでございます。

この省エネ相当分の36%、こちらに、従来でいうトップであれば2分の1、準トップであ

れば 4 分の 3 を掛けまして、そこに再エネ相当の 14%を足した水準といったレベルで考えていってはどうかと考えております。

ここからトップレベル認定事業所の削減義務率の水準を、これまでのトップレベル相当で5分の3、準トップレベル相当で5分の4としてはどうかということで検討しているという状況でございます。

続きまして、トップレベル認定への促進策として、超過削減量発行について御説明します。 今後トップレベル認定事業所にはゼロエミッションを目指した省エネ・再エネの取組をこれまで以上に積極的に推進していただくということが期待されますけれども、その場合に、 超過削減量の発行上限が取組を阻害するといったことが懸念されます。

また、これまでの認定事業所の皆様の履行状況を見ますと、認定事業所を有する事業者が保有する他の事業所への義務履行に対しまして、超過削減クレジットを利用しているといったようなケース、削減義務率の減少によって生み出された超過削減量を有効に活用しているというようなケースがあるということを把握しております。

そこで第四期におきましては、トップレベル認定事業所については、ゼロエミッションを 目指し削減対策を推進するという認定事業所の趣旨に鑑みまして、超過削減量の発行上限 を撤廃してはどうかというふうに考えております。

以上の内容をまとめたのがこちらの表でございますけれども、トップレベル事業所「AAA」の必須項目のところに先ほどの CO2 排出削減率の目標値としての 75%の記載をしております。また、認定への促進策の欄に、削減義務率の減少の取扱いを記載しております。現在の準トップレベル相当であるトップレベル事業所「A」につきましては、経過措置において削減義務率の減少を 5 分の 4 に、現在のトップレベル相当であるトップレベル事業所「AA」につきましては、経過措置において、削減義務率の減少を 5 分の 3 ということで記載をしております。また、全ての認定区分について、削減義務率の減少を受けていない場合は、超過削減量の発行上限を撤廃するという旨を記載しております。

それ以外にも、都のウェブサイトでの公表ですとか表彰等のほか、特にトップレベル事業所「AAA」、一番右につきましては、都の様々な広報機会における場においての PR 等々についても検討しているという状況でございます。

以上、資料5の御説明となります。

髙村座長よろしくお願いいたします。

○髙村座長 ありがとうございます。それでは、今御説明のありました資料の 5、議事(4) に関する御説明について、御意見、御質問をいただければと思います。御発言希望の委員は、同じように ZOOM の挙手機能でお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。

こちらはトップレベル事業所のもう一つの検討会の方でも議論をいただいているという ふうに思いますけれども。

田辺委員、お願いいたします。

○田辺委員 いつも先陣ですけれども、すみません。丁寧な説明ありがとうございます。

まず資料の 6 ページですかね。これまで上にカーボンハーフとかいろいろあったのですけれども、「A」「AAA」でかなりよく整理されたなと私は思います。

それから、まずは省エネというところが重要なので必須項目を出していただいて、さらに計画書のところで、9ページの建築物環境計画書のいわゆる BPI、BEI を使うのですけれども、かなり大きな建物なのです。この空衛学会の未評価技術というのはかなり実は東京都で実際に採用されてるものを基準にしてつくったようなこともあるのです。なかなか一般のビル全部に対する Web プログラムではカバーできないようなものがここに入っているというのは大変よいなと私は思っております。

今回義務率の削減をしなくて、削減義務率を使わないで超過削減量のほうに発行していこうというときに、ちょっと私はまだ事業所の方の感覚が分からないので、これはこういうふうに変わって、「A」「AAA」をどのくらい取りたいかというのは、やはり事業者に丁寧にヒアリングされたほうがいいのではないかなというふうに思っております。これが一つ目です。

それから区分1のほうは、たぶん大きなところは、大規模なビルとか、私の感覚だと、地域冷暖房のプラントとかも取っていらっしゃるところがあると思うのですけれども、区分III は東京都の水道局関係がすごく多いのではないかと思うのです。この辺の実現可能性とかその辺り、十分検討されて資料を出されているのだと思いますけれども、追加削減量の削減ではなくて、超過削減量の発行になったときに、やはり経過措置も要るのかと思っていたりしますので、この部分丁寧にお願いできれば。すっきりして非常によくなっているなと思いました。以上です。

○髙村座長 ありがとうございます。ほかに委員から御発言、御質問の御希望はございますでしょうか。

それでは堀江委員、その後、大野委員お願いいたします。

○堀江委員 私も、この名称、あるいはそのコンセプト含めて今回「A」「AA」「AAA」ということで整理されて非常に分かりやすくなったなというふうに思っております。一つだけ御質問があります。今ちょうど 19 ページ出ておりますけれども、「AAA」のところで、さらに進んだ環境配慮等を推進というのが要件になっているのですけれども、これが具体的にどういうことを言っているのかということです。

例えば再エネについて、いわゆる再エネ利用ではなくて、追加性がある再エネを導入しているということが要件になるのかどうか、私は要件にしたほうがいいのではないかと思っているのですが、その辺りを含めて、さらに進んだ環境配慮というのが具体的にどういうことかというところを教えていただければと思います。

○髙村座長 ありがとうございます。

それでは、大野委員お願いいたします。

○大野委員 この第四期の制度設計の中で難しい課題だなと思ったことの一つが、このトップレベルの扱いでした。やはりこれも前から議論があって、田辺先生もおっしゃったよう

に、もともとこの制度というのは既に新築時代から省エネ性能が優れているようなキャップ&トレード制度とどう整合性を持たせるかという中でできた制度なわけです。そういう制度だったけれども、削減対策が省エネだけではなくて再エネが入ってくる中で、そういう配慮が本当に必要かということもあるし、一方で、ゼロエミッション、カーボンニュートラルを目指すことが大きな目標の中で、トップなのに削減義務率が低いというのは、これは自己矛盾のようになってしまうので、そこをどう整理するか難しい話だったと思います。

ですから、そういう中で削減義務率の軽減は行わないと、ただし経過措置は残すというのもバランスの取れたところではないかと思いました。

あと問題は、超過削減量の発行上限を撤廃するというのは本当に必要かどうかということですけれども、これも理想的にはそういうことは一切なしにして、このトップレベルの認定を受けること自体に価値があると。それによって事業所の価値が高まるとか、そういう中で市場性が高まるとか、そういうことを本当に検討していけば、こういう超過削減量の撤廃等々すらやらない制度になるのだろうと思うのですが、なかなかそこまで行けないという中では、このぐらいが妥当なところではなかろうかという感じがしております。私の意見は以上でございます。

○髙村座長 ありがとうございます。

遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 前から言っていることと同じではあるのですが、例えば 7 ページ目にあるように、既存の評価項目で評価されていた I、II、IIIの直接 CO2 削減に寄与する内容の得点が横並びでやはり分かるような、そういう公表とか、アピールの方法というのは今回考えていかないといけないかと思っていまして、そこだけ今回説明がございませんでしたが、指摘をさせていただきたいと思っております。以上です。

○髙村座長 ありがとうございます。ほかに御発言を御希望の委員はいらっしゃいますで しょうか。

村上委員、お願いいたします。

○村上委員 私もだいぶ初回よりも理解が進んだと思っております。二つありまして、一つがカーボンニュートラルとゼロエミッションという言葉の使い分けです。この制度全体として、自分で自ら減らす、省エネ、加えて再エネというのが現在のコンセプトというか理念だと理解したのですが、なので、そうするとゼロエミッションが優先なのかなと思いました。今回のこの資料の中でも、ほとんどカーボンニュートラルは使われていないと思うのですが、時々先進的な目標設定の中であったのが、これは事業所さんの例だったりするのでしようがないとは思うのですが、その辺もコンセプトがこれなんだというのが伝わり続けるような文言の選択があるといいなと思いました。なかなかやはり難しいところだと思うのですね、そこに関しては、そこが一点です。

もう一つが、少し細かいのですが、11 ページの登録認証機関が出てくるところです。ここは申請に係る負担軽減策というくくりだと思いますが、この中の検証機関による審査と、

今検証機関のほうも都で審査されて結構厳しくというか、評価もされていらっしゃると思うのですが、これはここで話すことではないかも分かりませんが、再エネが加わることによってこの Step2 のところとか、顔ぶれとか、費用感とか、かかる費用とか、そういうのはどのぐらい変わってくるのか、もしお見立てがあれば教えていただければと思いました。以上です。

○髙村座長 ありがとうございます。一巡委員から御発言いただいたと思いますけれども、 追加で御発言を御希望の委員はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

それでは事務局から、幾つか御質問、それから検討の方向性についてのコメントもあった かと思います、お答えをいただければと思います。よろしくお願いします。

○安達排出量取引担当課長 委員の皆様方、御意見大変ありがとうございます。

まず、田辺委員からの御意見、事業所の皆様にはよくよく御意見等も聞きながら進めてまいりたいと思います。やはり、これまで認定を受けて義務率を軽減されていた方々などを中心に御心配をされるケースもあるかと思いますので、そこもしっかりお聞きしていきたいと思っておりますし、これまで認定をされていなかった事業所の皆様にも、やはり高みを目指してどんどん取組を進めていただきたいと思っておりますので、そうしたところについても確認をさせていただきながら進められればと思っております。

続いて堀江委員の更に進んだ取組みとはなんぞやというところでございますけれども、こちらにつきましては、評価項目の新しい項目一覧、8ページに記載をしている事項になるかと思いますけれども、再エネでしたらば、例えば2.2、3.2といったところに、先ほど委員がおっしゃったような、「良質な」とありますが、追加性のあるようなものを積極的に評価していけるような形にしていければということで今検討しておりますのと、右側の表、例えば適応策ですとか、あるいは建物などをつくる時の、エンボディドカーボンなどと言われておりますけれども、建てる時、あるいは改修の時のCO2排出等の配慮といったものを更に点数化をして評価していくと、そして点として加わるようにするということで今考えております。

ですので、単純な事業所単体の取組といったところだけではなくて、エリア的、あるいは 時間軸として過去から未来へ向かって CO2 をしっかり削減していくというようなところが 取組として具体化されていれば、加点をしていくというような形にできればということで、 そうしたものを更に進んだ取組ということで表現をしているというものでございます。評 価項目の具体化としてここに記載しているということでございます。

続きまして、遠藤委員でございますけれども、配点の既存の部分、特にここで言うとⅡと Ⅲのところの省エネを中心とした配点の部分と、新しく加わるⅣとⅤの配点の部分という ことになるかと思いますけれども、これは、今後実際に幾つかの事業所でテスト的な評価と いったものを確認をした上で最終的に確定をしていきたいと思います。

その際に、全ての委員の皆様からやはり省エネは大事だというふうなところ、そういった ところはしっかり、思想といいましょうか、配点のところにも反映されるような形でつくっ ていきたいというふうに考えてございます。

それから、村上委員の御指摘でカーボンニュートラルかゼロエミなのかといったところでございます。おっしゃるとおり企業の方々の目標設定においてその会社の方がカーボンニュートラルと表現しているところはそのままカーボンニュートラルと書いているというところでありますけれども、都の目標として2050年ゼロエミッションということで当初の目標として掲げておりますので、都のスタンスとしてはゼロエミッションを目指して、また事業所の皆様にも目指していただきたいということで整理をしていきたいと考えております。

また検証の費用に関しましては、ここは具体的な金額というのはなかなか私どもで今すぐ分からないところもありますけれども、検証に当たりまして、当然どうやって検証したらいいのか分からないというような評価項目を設けるわけにはいきませんので、再エネに関してもきちんと確認ができる手法といったものを、ガイドラインで具体的に示して、例えば根拠資料や、こういう観点で確認するといったことは全て私どもの資料として作成をいたしますので、その実務的な作業の中でしっかり表示をしながら、検証機関がどうやってやるのかというのを迷わないようにしたいということと、費用に関しましては、実際に検証を御担当される方が、例えば事前にいろいろな書類を確認をしたり現地で確認をしたりといったところの人的費用のところが一番大きく関わってくるかと思いますので、省エネ・再エネにかかわらずその作業の部分が合理的な方法で実施できれば、そこまで金額が急に上がるということなくできる部分もあるのではないかなと考えております。以上でございます。

○髙村座長 ありがとうございます。

堀江委員、お願いいたします。

○堀江委員 お答えいただいたところに関する追加といいますか、確認の御質問になるのですけれども、8ページを出していただけますでしょうか。再エネのところで、2.2とか2.3のところで、「オフサイトの再エネ」という言葉と、「良質な再エネ」という言葉を使い分けていらっしゃるのですけれども、この良質な再エネというところの意味をもう少し教えていただければということなんですが。追加性がある再エネということだと、この「良質な」という言葉がないところでも満たされているという意味なのか、「良質な」ということで追加性のことを言っているのか、あるいは「良質な」というと、例えば一部のバイオマスは入れるべきではないということにも読めるので、この辺りの言葉の整理を教えていただけますでしょうか。

○髙村座長ありがとうございます。

ほかの委員から、いただいたお答えについて、御質問、御意見追加でございますか。よろ しいでしょうか。

堀江委員から今あった点、同じように私も御質問したいのは、ほかの制度のところで東京都として再生可能エネルギーについて一定の制度上認めるものの基準をつくっていらっしゃると思うのですが、そのトップレベル事業所の認定制度における再エネというのは、同じ

ような取扱いをするということが前提になっているのかという点についても、追加で御質 問をいたします。

ほかにもし御意見、御質問が追加でないようでしたら、事務局のほうからお答えいただけ ればと思います。よろしくお願いします。

○安達排出量取引担当課長 高村先生、堀江委員、ありがとうございます。再エネの考え方につきましては、今、高村先生がおっしゃったとおりで、制度全体として同じ考え方で当然に運用していくことを考えております。ですので、先ほどのバイオマスなどに関しても、問題があるとされているものについて評価をするということは考えていないということでございます。

言葉遣いに関しましては、特に今、項目のタイトルになってしまっていて具体的に何という説明がないので余計に分かりづらいんですけれども、言葉遣いに関しては改めて検討させていただきたいと思っております。趣旨としては、先ほど両委員のおっしゃったような、例えば追加性のあるというようなところを、加点といったような形で積極的にどのぐらいプラスして評価をしていけるか、今、具体的な内容でガイドラインを作り込む中で検討しているところでございます。

いずれにいたしましても、再エネの考え方についてはキャップ&トレード制度全体と当然に歩調を合わせていくというところは必ず守っていくところでございますので、そこは御安心いただければと思います。以上です。

○髙村座長 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問を御希望の委員はいらっしゃいますでしょうか。ありがとうございます。

トップレベル事業所認定制度については、もう一つの認定制度に関する検討会でも議論 いただいて、その報告も本日いただきましたけれども、共通した御意見だと思いますが、非 常にやはり表示方法も含めて分かりやすくなったという御意見いただいたかと思います。

他方で幾つか事業所の御意見も踏まえて、例えば田辺委員や大野委員からもありました 超過削減量で 1 個のトップレベル事業所の認定制度を使っていただくこのインセンティブ をやはりうまく付けていくような、今、超過削減量でのそれを果たそうという御提案ですけ れども、こうした点について実際の事業所、あるいは事業者の皆さんの御意見も踏まえて検 討が必要ではないかということが御指摘あったかと思います。

ただ、今、御意見を伺っていく上でも、基本的に御提示をする内容としては御異論はなかったというふうに思ってまして、今日いただいた先生方の御意見を踏まえて、さらにこれはステイクホルダーといいましょうか、事業者の皆さんのお声を聞くということも含めて検討していくと、さらにあのツインでこれもう一つの検討会でも当然議論を詰めていただくという、そうした進め方でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、事務局でそのように進めていただければと思います。

(5) 中小規模事業所対策 地球温暖化対策報告書制度の制度強化(公表等)について

- ○髙村座長 それでは続きまして議事の(5)「中小規模事業所対策 地球温暖化対策報告書制度の制度強化(公表等)について」、事務局から御説明をお願いしたいと思います。
- ○陣内温暖化対策報告書制度担当課長 それでは報告書担当の陣内から中小規模事業所の 地球温暖化対策報告書について御説明をいたします。

まず初めに、前回の検討会での主な論点及び意見として2点御説明をいたします。

1 点目は CO2 排出量についてです。2030 年達成水準では CO2 排出については示していないが、目指すべき水準を示さないのかとの御意見を頂戴いたしました。2030 年に向けた CO2 排出の目標はカーボンハーフでございますが、その実現に向けて省エネと再エネの双方に取り組むことで、継続的な脱炭素を促してまいります。

なお、C02 排出量は現行の固定係数から実係数による算出へ変更することを踏まえ、新制度における C0 2 排出の指標活用等について、後ほど提案いたします。

2 点目は太陽光発電等の促進についてです。都の 2030 年目標である都内の太陽光発電等 を促進するため、報告書制度においても何かしらの施策・検討を行うべきではないかとの御 意見を頂戴いたしました。事業者の皆様が 2030 年に向けた取組を進める中で、再エネこれ らの導入等に向けた動機づけについても、後ほど提案いたします。

続きまして公表等に関する説明に先立ち、参考として、都内 CO 2 排出量における報告書制度の状況について説明いたします。

資料左下の円グラフを御覧ください。都内の業務・産業部門の CO 2 排出量の内訳を示しております。中小規模事業所の CO2 排出量は部門の約 60%、報告書制度の義務及び任意提出による CO 2 排出量は部門の約 24%となっております。今後は任意の事業者からの制度参加を一層促進するため、報告書作成の簡便化や効果的な公表などが重要であると考えております。

それでは資料左上を御覧ください。報告書は二つの様式がございまして、各事業所の報告 書その2と、これをまとめて反映させた事業者の報告書のその1となります。

次に、資料右側を御覧ください。都に提出された報告書は、一部の内容を除きホームページなどで公表されます。赤字が主な新規項目になりますが、制度強化に当たっては、事業者の取組を後押しするために、項目の拡充を図るとともに、オープンデータ化などより、第三者にも分かりやすく公表していくことが重要と考えます。これらの項目については、この後御説明いたします。

さらに、優良事業者等への動機づけとして、現在、事業者向け事業所向けの評価認定制度 を実施しておりますが、制度強化を踏まえた改定案についても後ほど御説明いたします。

続きまして、事業所情報に関する報告項目拡充と公表の有無について御説明します。

資料は各事業所に関する報告書その 2 の項目を示した一覧でございます。赤字は新規項目です。主な追加項目として、建物の築年、再エネの消費状況、エネルギー消費状況などを

提案いたします。

表の右側には、都による公表と事業者による公表の有無を〇か×でお示ししています。また、一部の項目な※印を付しており、右下の点線囲みの注釈を御参照ください。

さらに報告項目の拡充に伴い、報告書の作成のオンライン入力でのさらなる効率化を検討しており、項目番号が黄色の項目は初回のみ入力が必要で13項目、また水色の項目は自動で数値が入力され、入力不要の10項目となってございます。

引き続きまして、事業者の情報について御説明いたします。

資料は事業者に関する報告書その1の項目を示した一覧で、赤字は新規項目です。この報告書その1では、先ほどの各事業所の報告書その2の情報が反映されます。主な追加項目としてエネルギー消費量、実係数によるC02排出量、再エネの利用状況、2030年に向けた推進計画、取組状況などを提案いたします。

表の右側には、都による公表と事業者による公表の有無を○か×でお示ししています。また、一部の項目には※印を付しており、右下の点線囲みの注釈を御参照ください。

さらに項目番号が黄色の初回のみ入力が必要なものは 7 項目、水色の自動入力される項目は 13 項目となっています。

続きまして、事業者向けの評価制度について御説明いたします。

資料左側が現行制度の概要です。省エネと再エネについて評価基準を設定しており、省エネは直近5か年の平均合計実績からCO2削減率や原単位改善率で「SS」「S」「優良」の3段階評価としています。

再エネは、再エネ利用事業所率 30%以上という一つの基準が設定されています。令和 2 年度からの制度ですが、制度強化に合わせ改定が必要であると考えます。改定の検討に当たっては、2030 年達成水準の到達及び都が推奨する取組を実施した事業者を評価・公表する制度として改定することを提案いたします。

評価基準案といたしまして、CO2、省エネ・再エネ三つの視点から、「SS」「S」の2段階評価とし、2030年達成水準の到達を評価のベースとすることとし、具体的には省エネ・再エネのS評価は2030年達成水準の到達とし、上位の「SS」評価はさらに先進的取組を条件といたします。とりわけ再エネの「SS」評価の先進的取組は、太陽光発電などのオンサイト・オフサイトの追加性のある再エネ導入を条件とすることを提案いたします。

また CO2 の「S」評価では、省エネ・再エネともに「S」以上、つまり 2030 年達成水準に到達し、カーボンハーフを達成することとし、さらに上位の「SS」評価では、省エネ・再エネともに「SS」とし、都が推奨する設備導入など、脱炭素化に向けて積極的に取り組む事業者を評価することを提案いたします。

資料右下に、ロゴマークによる評価のイメージをお示ししておりますが、ロゴマークについては今後検討いたします。

最後に、事業所向けの二つの制度を説明いたします。

資料左側が現行制度の概要です。一つ目の「カーボンレポート」制度では、オフィス、テ

ナントビルの省エネ・CO2 排出レベルを、都の低炭素ベンチマークを活用して見える化した もので、東京都のホームページから様式をダウンロードして作成可能となっています。

また、二つ目の「低炭素モデルビル」事業では、一定以上の省エネ取引に行うテナントビルに対して認定を行い、書類と現地審査の結果、適合したビルについては東京都のホームページの専門サイトで公表しています。

これらの制度についても、制度強化に合わせ改定が必要であると考えます。

資料右側を御覧ください。改定の検討に当たっては、事業所の CO2 排出に関する実績表示や優良ビルの認定について、CO2、省エネ、再エネの三つの指標を活用した制度として改定、強化することを提案します。

一つ目のカーボンレポートの改定案として、対象オフィス、テナントに限らず、ベンチマーク適用事業所に拡大するとともに、レポートの主な項目として CO2、省エネ、再エネの取組状況の見える化を提案いたします。その際、CO2 と省エネの指標として、都の低炭素ベンチマークとエネルギーベンチマークを活用し、再エネについては、再エネ利用率によるレベル分けなど、今後詳細を検討してまいります。

なお、再エネ利用における最高レベルの基準は、再エネ率 100%かつ太陽光発電などのオンサイト・オフサイトにおける追加性のある再エネ導入とすることで、都の推奨する再エネ導入を促進したいと考えます。

また二つ目の低炭素モデルビルの改定案として、制度強化に合わせ、一定レベル以上の取組を行うビルを認定・公表することを提案いたします。

駆け足で大変恐縮ではございますが、説明は以上です。

髙村座長どうぞよろしくお願いいたします。

○髙村座長 ありがとうございます。時間が押している中、協力いただいてありがとうございました。

それでは、今御提案いただいた議事(5)、資料の6について御説明いただきましたけれども、御質問、御意見ございましたら Zoom の手挙げ機能で教えていただければと思います。 それでは、堀江委員お願いいたします。

○堀江委員 まず、この件に関しましても、全体的に今までの意見が反映されて非常にいい ものになってきているかなと思います。

その中でやや細かい点、2点御質問ということですけれども、1点目が4ページ、事業所の開示情報という中で、26番の「エネルギー消費原単位」のところだけ特に非公表を希望する事業者に対しては一定の配慮というところがありまして、一方で、CO2の排出の原単位、それからエネルギー消費量、それから、延床面積というものは、特段留保のない丸になっていると思いますので、計算できてしまうということだと思うのですけれども、ここにあえて一定の配慮というのがついている理由というところを教えていただきたいというのが1点です。

あと、最終7ページのところですが、低炭素ベンチマーク、エネルギーベンチマーク、そ

れぞれこれも議論を重ねていいものになっているなと思うのですが、強いて言うと、低炭素ベンチマークが8段階で、エネルギーベンチマークが7段階になってるというのが、若干分かりにくいかなという気がしないでもないということで、例えば、エネルギーベンチマークのところも、一番上、上位15%というところ自体に意味があるのでその上をつくる意味があるかというのあるのですが、合わせて両方8段階にするとか、そういう議論はないでしょうかということ、その2点について御質問させていただきます。

○髙村座長 ありがとうございます。

それでは、田辺委員お願いいたします。

○田辺委員 3ページの左側の内訳を出していただいたのは大変いいと思っていて、よく中小・大規模とやるときに、建築物の 2,000 平米以上とか 300 平米以上というのは、中小・大と呼ぶので、今回のものは、大規模は省エネ法でいう 1,500 kL 以上の事業所です。省エネ法上は今、事業者として規制をかけているので、東京都は「中小」と呼んでいるのですけれども、そこはたくさん店舗とか事業所を持っていらっしゃる総事業者は 272 しかなくて、年間 3,000 kL 以上使っている人なので、そういうのがきちんと示されていて誤解がなくて、非常に私はいいなというふうに思います。これはコメントです。

2点目は、4ページの省エネベンチマークは堀江委員がおっしゃったので、一定の配慮は何らかいろいろ必要だろうなとは思うのですけれども、コメントはあまりしないことにします。

5 ページの CO2 の排出量のところで、「SCOPE ごとの表示を検討」というのは大変いいと思っていまして、これが出てくると公的なもので公開されているので、例えば、それがいろいろな開示に対して使えるというようなことがあると非常にいい。コストを安く、ここにあるものがうまく公的機関が出したものとして使えるようなことが考慮できるといいのではないかと思いました。

それから、6ページの「SS」「S」というのも大変いいのですけれども、7ページも行きますけれども、前の制度の記号を引きずり過ぎていて、この「S」「SS」は結構厳しいんですね。 事業者としては35%以上エネルギー削減して再エネの割合が50%なので、たぶんカーボンハーフができてしまうのです。何かうまい名前とか、「SS」「S」の意味みたいなものをうまく、下に金で枠がありますけども、伝わると良いです。

7ページは堀江委員おっしゃったように、少なくとも CO2 が「A5」「A4」「A3」というので、省エネが「A+」「A」「B」「C」で、再エネが「R+」と、学生が課題出してきたら、建築学科ではこれでは統一感ないとか言われます。レンジも違うので。せっかく HTT みたいな格好いいのをつくられるのなら、今までのところをつくってきた方々のこだわりはあるでしょうけれども、この際やはりきちんとデザインをして見せていくべきじゃないかなと思います。堀江委員がおっしゃるように、東京都だからもうちょっと格好いいやつをぜひ、流行語大賞に残るようなものができるといいのではないでしょうか。

○髙村座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

村上委員、お願いいたします。

○村上委員 ありがとうございます。7ページのこのランクについては私も同感です。以前 伺ったときは、実際には見た目的なところも含めてデザイン的なところを工夫されるというお話でしたので、それには大変期待をしているところであります。

私からちょっと1点御質問したかったのは、評価項目で、何が言いたいかというと、トップレベルの中で特に優れた、特に良いというのが何になるかというのが先ほど議論になりましたけれども、そこにあるような項目というのは、6 ページで言う先進的な取組みとは、トップレベルの話とは全くレベルが違うので違うことはもちろん承知して申し上げるのですが、何かここでは CO2 のところでエコマテリアルの利用のようなものや、ものによっては中小の規模の事業者さんでもできそうなものもあるのかなと思いましたので、例えばですが、CO2 の先進的取組のところが何もない空欄になっていますが、ここに何かあってもいいのではないかと。それがあると「SS」の基準が崩れてしまって分かりづらくなるかなという気もするのですが、普及啓発の意味も込めて、あちらのほうで先進的としていたようなものに関して、ここでもこういうのもあるよというようなのを提示していくような余地があれば、よりいいなと感じました。以上です。

○髙村座長 ありがとうございます。

遠藤委員、お願いいたします。

- ○遠藤委員 先ほどの大規模のほうと似ているのですが、ベンチマークをつくるときの用途区分について、また今回レンジも変わるということなので、一緒に見直しをしてより使いやすい、公平感のあるものにしていただければというところだけです。
- ○髙村座長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

私から1点、スライドの5のところかと思います。「者」のほうです、事業者情報ですが、 前回のところで CO2 の目標等にも水準を示さないのかという御趣旨のことを申し上げたか と思いますが、本日の資料で優良な、あるいは先進的な事業者のところには公表されるけれ ども、いわゆる報告書制度の中での目標の記載というのは、今拝見すると CO2 の目標自身は 記載の項目はないという理解でいいのでしょうかという御質問です。

これは、先ほど田辺委員も企業の開示の話を一つお話をされておりましたけれども、おそらく対象になる企業さんは、少なからず上場の企業さんもいらして、開示が今後明らかに、ここに書いてある組織体制の整備、どういう対応をしているか、さらに場合によってはその戦略を書くところがあると思うのですが、当然その中には CO2 の現状の排出量に加えて目標というのがしっかり開示されることが企業の評価を上げる上でも非常に重要だと思っております。従って御質問は、先ほど言いました企業の CO2 目標について、事業者のほうの報告種の中には入らないのかという御質問をしたいと思います。

ほかに御意見、御質問希望の方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、事務局からお答えをお願いしてもよろしいでしょうか。

○陣内温暖化対策報告書制度担当課長 委員の皆様、いろいろコメントありがとうございました。

まず、スライド4ページ目の項目26のエネルギー消費原単位のところ、堀江委員から御質問をいただきまして、特に非公表を希望する事業者に対しては一定の配慮というところですが、こちらのほうは延べ床面積が既に項目3のところで出ておりますので、掛け算をするとエネルギー消費量が出てしまうというところもございまして、エネルギー消費量につきましては、先ほど議論があったところで、公開についてはいろいろ疑義もあるということで慎重にはしているのですが、ただエネルギーベンチマークなどは今回設定する関係で、エネルギー消費量原単位は原則公開させていただきたいと考えているところでございます。

ただ、一定の配慮が必要というところも踏まえまして、こういう表記にさせていただいています。

それから、スライド7ページ目の堀江委員、田辺委員、村上委員からいろいろ御意見をいただきました。三つの指標についてレンジをそろえるとか、レンジの表記を工夫するとか、そういった視認性を高めることについては、今後いろいろ、デザイン性も含めて検討していきたいと考えてございます。こちらのほうはもう少し分かりやすく整理をしていきたいと思いますので、今後検討してまいります。

もう一つ、村上委員から御質問がありました先進的取組みについてということですが、スライド 6、CO2 のところに先進的取組みを入れてはどうかという御意見だったと思います。 先進的取組みにつきましては、今後再エネ・省エネ両方の視点から事例のほうを都としてお示しした上で取組みを進めていただこうかと考えてございます。そういったことと併せて、今後検討していきたいと思っています。

「SS」と「S」という表記についても、田辺委員からコメントをいただきましたが、確かに現状に比べますと確かに非常に厳しくなりますので、こういったことも踏まえて、取り組んでいただく皆様に頑張っていただけるように、こちらのほうの呼称も今後検討していきたいと考えてございます。

それから最後に、髙村先生のほうから、スライド5の事業者の情報開示のところで、CO2の推進計画、達成目標はないのかという御質問だったと思いますけれども、一応環境審議会の答申では、2030の達成水準に向けては、省エネと再エネから対策をということで今回検討を進めております。ただ、今回の情報開示の方向性を踏まえまして、例えば、CO2の排出量につきましても、実係数で今回変えていく中で、SCOPE1、2、3で対応いただける事業者様には率先して任意で記載していただこうかという検討をしていることもございますので、そういった CO2 の排出の削減に向けた目標を定めていらっしゃる事業者についても、そういったものを報告いただけるのであれば、そういった欄を設けてもいいかなと考えてございます。検討させていただきたいと思います。

雑駁ではございますが、回答は以上でございます。

○髙村座長 ありがとうございます。少し時間が迫っておりますけれども、追加で御発言を

御希望の委員はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

今、議事の(5)、資料6について事務局の御説明をいただいて議論をいただきました。制度の大枠については了解をされていると思いますが、幾つか表記や明確にすべき、あるいは開示の項目等々、この御提案をベースに今日いただいた意見を踏まえて事務局で詳細を詰めていただくということでよろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

それでは事務局で、御提案を基にいただいた御意見を踏まえてさらに制度の詳細の具体 化をお願いしたいと思います。

改めて、本日非常に重要な事項を朝から議論してまいりましたけれども、全体を通しても し御質問、御意見がございましたら、時間は迫っておりますけれども、非常に本日の検討は 重要な事項だと思っておりますので、もし御発言を御希望の委員がいらっしゃいましたら、 手を挙げて教えていただけますでしょうか。よろしいでしょうか。遠慮されないでください、 お願いします。

ありがとうございます。それでは、本日これで五つの議事全て検討を終えましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

朝から本当に有益な、重要な議論をいただいたと思います。改めてお礼を申し上げたいと思います。

それでは、事務局よろしくお願いいたします。

○大谷総量削減課長 髙村座長、委員の皆様、本日は御議論いただきましてありがとうございました。本日頂戴いたしました御意見を踏まえまして、引き続き検討を進めてまいりたいと思っております。

最後に、私のほうから今後の制度の検討スケジュールについて、まず資料 7 を御説明いた します。

本検討会は全7回程度の開催を予定しております。本日が第3回の検討会になります。 今年度内に計5回程度の開催を予定しておりまして、次回の第4回の検討会は、対象事業 所等の皆様の意見表明として、来年2月1日及び2月9日の開催を予定しております。

また、来年度以降、中間の取りまとめを行い、その後パブリックコメントを実施いたします。パブリックコメントにおける意見等を踏まえまして、第四計画期間の制度について取りまとめを行い、決定事項の公表をしてまいりたいと考えております。

最後に、議事とは別でございますけれども、本日、東京都産業労働局産業・エネルギー政 策部の阿部部長より、産業労働局の今後の取組につきまして一言ご挨拶を申し上げます。 阿部部長よろしくお願いいたします。

○阿部産業・エネルギー政策部長 御紹介いただきましてありがとうございます。産業労働 局産業・エネルギー政策部長の阿部でございます。

以前私、環境局におりまして、先生方には大変お世話になっておりました。ありがとうご ざいます。

少しお時間いただきまして、私から産業労働局の取組につきまして説明をさせていただ

きます。

今般のエネルギー危機、これを乗り越えるとともに、その先の脱炭素社会を実現するためには、環境への配慮、それから産業活性化、その双方の視点を踏まえて取り組んでいくことが重要でございます。

そこで東京都では、本年7月に、産業政策としてのエネルギー施策を進めるための新たな 組織を立ち上げたところでございまして、これが私ども産業労働局の産業・エネルギー政策 でございます。

私どもの局では、事業者の省エネ・再エネの支援などを行いまして、脱炭素化に取り組む 後押しをしております。今後、幅広い事業者でさらなる取組が求められております。こうし た中、省エネ・再エネの着実な遂行を前提といたしまして、事業者の努力を後押しする排出 量取引のあり方も含め、産業労働局といたしましても、経済活性化の視点から検討していき たいと考えております。

一言ご挨拶を申し上げさせていただきました。私からは以上でございます。ありがとうご ざいました。

- ○大野委員 すみません、質問してよろしいでしょうか。
- ○阿部産業・エネルギー政策部長 どうぞ、お願いします。
- ○大野委員 前に一緒に仕事をしたのですが、一生懸命やっていただいてすばらしいと思っていますが、排出量取引の後押しを御検討されるということですが、このキャップ&トレード制度とは別の排出量取引制度をつくるということですか。そこの意味が分からない。この専門事項等検討会というのは、環境確保条例に基づく制度なので、環境局長の私的諮問機関というわけではないので、キャップ&トレードに係ることであれば、この検討会で検討していかなければいけないのですが、今の御発言の趣旨が分からなかったので確認したいのですけれども。
- ○阿部産業・エネルギー政策部長 私どももこれから検討を進める状況でありまして、検討 の過程ではもちろん関係があるところは環境局と連携させていただくというところで考え てございます。これからの検討でございますので、よろしくお願いいたします。
- ○大野委員 分かりました。このキャップ&トレード制度に係ることであれば、産業労働局 の検討内容についても御報告いただくようにお願いしたいと思います。
- ○阿部産業・エネルギー政策部長 御意見ありがとうございます。
- ○大谷総量削減課長 ほかに御意見はよろしいでしょうか。

3 閉 会

○大谷総量削減課長 それでは、以上をもちまして、本日の検討会は終了させていただきます。

本日はお忙しい中、検討会に御参加いただきありがとうございました。 (了)